

はじめに



本市は、合併、政令指定都市への移行により、新たな静岡市へと生まれ変わりました。

まさに今が、新しい「しずおか文化」を創造していく時といえます。

少子・高齢社会の到来や国際化、情報化の進展といった、様々な社会経済情勢の変化の中で、人々の価値観も、物の豊かさから心の豊かさへと変化し、個性や創造性を発揮できる魅力的な地域づくりを求めています。

そのような中で、「文化振興」には、地域社会を活性化させる力があるとされ、新たな期待が寄せられています。

人々が集い、交流し、新たな文化を創造することを通じて、市民がまちに愛着と誇りを持つことができる都市、個性や創造性を発揮できる都市をつくることができます。

また、文化は、その地域で暮らした先人達が残した財産でもあります。それを守り育て、自らの誇りとし、さらに後世に伝えていくことは、我々の使命であるといえます。

本市では、このたび、基本理念を「個性あるしずおか文化の創造と継承～人が文化を創り、文化が人を育てる都市（まち）を目指して～」とした「静岡市文化振興ビジョン」を策定しました。

今後は、このビジョンをもとに、国内はもとより世界に通用する国際的都市として成長していくために、文化振興のための施策を積極的に展開してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このビジョンの策定にあたり、懇話会の委員の方々をはじめ、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成 18 年 3 月

静岡市長 小嶋善吉



INDEX

第一章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨 2
- 2 背景 4

第二章 基本的な視点

- 1 これまでの取り組み 12
- 2 これからの課題と方向性 16

第三章 基本方針

- 1 基本理念 20
- 2 基本目標 22
- 3 目指すべき本市の将来像 24
- 4 施策の体系 26

第四章 施策の展開

- 1 しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承 30
- 2 地域性豊かな市民文化の創造 36
- 3 しずおか文化の発信と交流 44

第五章 実現に向けて

- 1 主体別の役割と協働 50
- 2 実施計画と進捗管理について 54

参考資料 58



1 策定の趣旨

1 策定の目的

21世紀を迎え、人々の意識は、物質的な豊かさに加え、人や自然とのふれあいの中で、こころのゆとりとうるおいを求める方向へと変化しています。その中で、文化活動への参加や優れた文化に触れる機会に対する関心や要望が、人々の中で一層高まりつつあります。

「文化」とは、単に芸術文化や文化財のみに限定するのではなく、そこに住む人の感性や活動も含むと考えられます。この「文化」を振興することは、まちの独自性や新たな魅力を生み出すものとして、近年、重要視されています。

国による文化芸術振興基本法の制定、地方自治法の改正等により、文化芸術や自治体のあり方に変化が生じています。

本市でも、静岡、清水両市の合併から、政令指定都市への移行を果たし、新生「静岡市」として独自の文化振興が強く求められています。

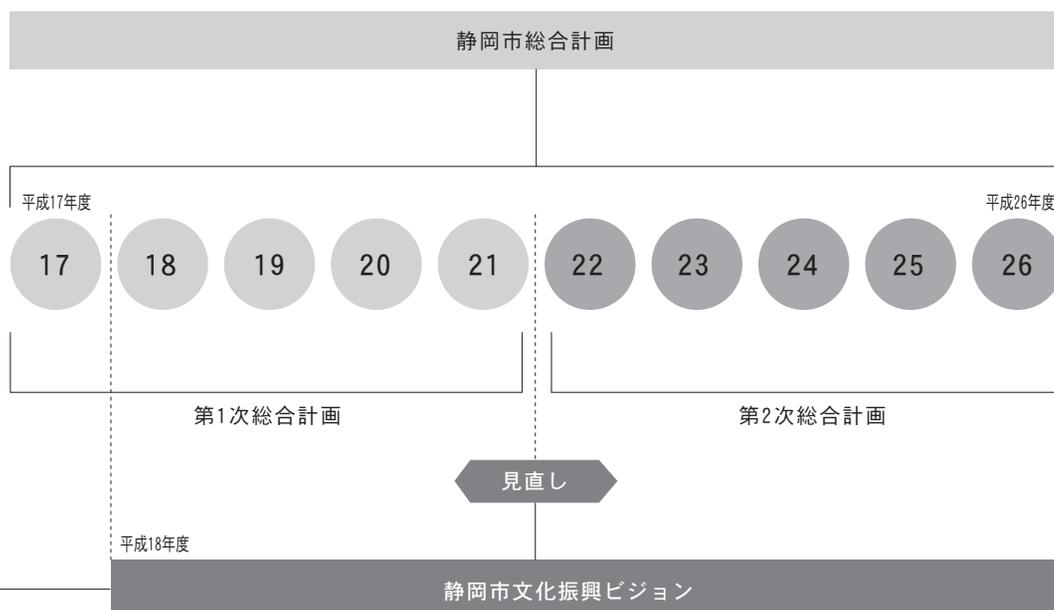
このような時代の変化を踏まえ、個性豊かな新しい「しずおか文化」を創造し、振興していくための基本的な考え方や施策の基本的な方向を示す指針として、この静岡市文化振興ビジョンを策定しました。

2 ビジョンの位置付け

このビジョンは、旧両市における文化振興に向けた取り組みを踏まえ、第1次静岡市総合計画の基本理念を達成していくための部門別計画の一つとして位置付けられるもので、自立した都市にふさわしい個性と魅力を持った文化の振興を図るための目標と施策の基本的な方向性を明らかにするものです。

3 計画期間

本ビジョンの計画期間は平成18年度から平成26年度までの9年間としますが、静岡市総合計画の第2次総合計画(平成22～26年度)の策定に合わせて、見直しを行います。



2 背景

1 人々の気持ちの変化

社会情勢の目まぐるしい変化の中で、価値観やコミュニケーションのあり方等、人々の「心」に関わる部分が大きく変化しています。その中で、文化のもつ役割に関心が高まっています。

①文化による心豊かな暮らしの実現

文化には、人々に楽しさや感動、精神的なやすらぎや生きる喜び、充実感を与え、人生を豊かにする力があります。

近年、価値観の変化、生活水準の向上、経済的なゆとりや自由時間の増大などを背景に、人々は「精神的豊かさ」を求め、日常生活における生きがいやうおいを重視するようになってきました。また、豊かな人生を求め、身近な場所で、芸術文化に接したり、自らが主体的に文化活動に参加したいという欲求も高まっており、文化による心豊かな暮らしの実現が必要とされています。

②文化による新しいコミュニケーションの創造

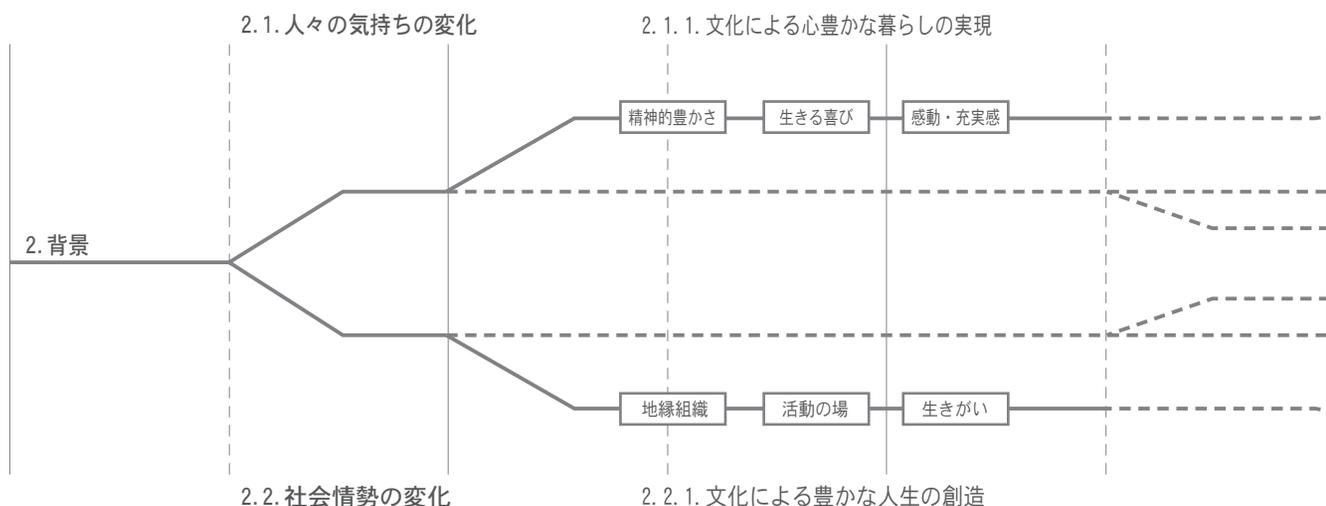
現代社会では、核家族化やコミュニティの希薄化などを背景に、人々のコミュニケーション能力の低下が懸念されています。その中で、人間が本来持つ表現力やコミュニケーション能力の向上、また人と人が相互に理解し、尊重しあえる社会を築くことが求められており、そのための文化活動の役割が重要視されています。

③文化による地域の個性の創造

人々にとって生まれ育った風土や文化とのふれあいは、人格形成にも大きな影響があり、また、郷土意識を育む土壌として重要な役割を持っています。

地域の文化は、現在そこで生活している人々だけでなく、今はその地域を離れて生活している人々にとっても、精神的な支えであり、こころのふるさととして、共有し、共感できる記憶や「想い」を形成します。

今後、価値観の多様化、社会構造の変化等が進むなかで、生まれ育ったまちを常に意識し、地域に対する愛着や誇りを高めるための、文化の振興が求められています。



2 社会情勢の変化

高齢社会への移行や都市化、地方分権の進展など、様々な社会情勢の変化の中で、文化の活用による魅力ある地域づくりが必要とされるようになっていきます。

①文化による豊かな人生の創造

日本の高度成長期を支えてきたいわゆる「団塊の世代」が定年を迎え、豊富な知識と経験を持つ人が多く地域に戻ってきます。この人たちには、地域における様々な活動の担い手として新たな活力を生み出すことが期待されていますが、急激な都市化により、地縁による組織（自治会や町内会など）の結びつきが弱まっている現在、必ずしも活動の場が用意されているとはいえない状況です。

そのため、今後増加していくこれらの人々を地域に迎え入れ、生きがいを持って人生を豊かに過ごすことができる環境づくりの一つとして、文化振興が求められています。

②伝統文化による地域づくり

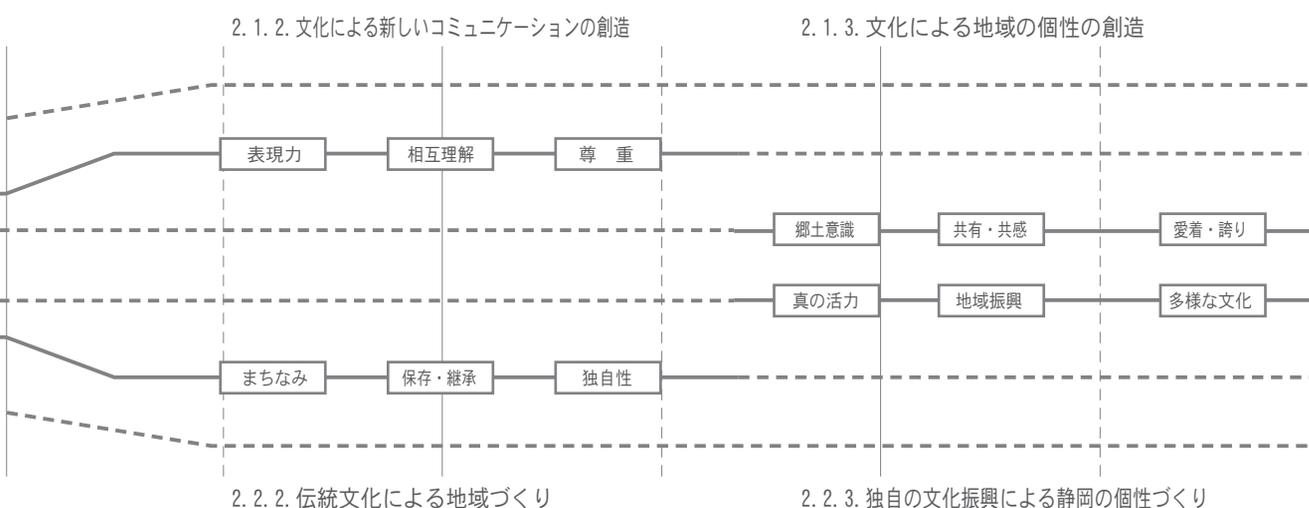
経済成長や都市化の進展のなかで、昔から地域において受け継がれてきた祭りや歴史的町並み等が急速に失われつつあります。次世代に向けて受け継がれるべき伝統文化の将来を見据えると、これらの保存・継承が緊急の課題と考えられます。

また、「地方の時代」と言われるなか、これまで以上に地域の独自性が重視されるようになり、伝統文化を活かした個性豊かな地域文化づくりを進めることが求められています。

③独自の文化振興による静岡の個性づくり

分散型・自立型社会システム構築への移行に伴い、真に活力あふれる都市・地域の創造が課題となっています。

そのため、地域の独自性ある文化を創り出し、それを軸とした地域の振興を図ることで、まちの個性と魅力を高めることが求められます。さらに、多様な文化の共存により、地域全体の魅力が向上することも期待されます。



3 国や本市の動き

国における文化芸術振興基本法の制定により、文化振興における基本的な枠組みが示されました。また、地方自治法の改正、本市における自治基本条例の制定により、文化振興における市民や民間企業との協働が一層求められるようになったといえます。

①文化芸術振興基本法の制定

平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行されました。これは、日本で初めて文化芸術を振興するための法律として制定されたもので、活力ある社会とこころ豊かな国民生活の実現を目的として、文化芸術の振興についての基本理念や国や地方公共団体の責務など、文化芸術の振興に関して基本となる事項が定められています。

■文化芸術振興基本法

[理念]

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
- 2 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上
- 3 居住地域に関わらず、文化芸術活動が行える環境の整備
- 4 活動環境の醸成及び世界の文化芸術の発展
- 5 多様な文化芸術の保護及び発展
- 6 地域住民の主体的な文化芸術活動及び地域の特色ある文化芸術の発展
- 7 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進
- 8 国民の意見の反映

また、この法律の制定を受けて、平成14年12月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が出されました。この方針では、法で触れられている文化芸術振興の必要性や理念、国の役割の方向性等が具体的に示されているのに加え、基本施策についても整理されています。

■文化芸術の振興に関する基本的な方針

[基本的施策として挙げられているもの]

- 1 各分野の文化芸術の振興
- 2 文化財等の保存及び活用
- 3 地域における文化芸術の振興
- 4 国際交流等の推進
- 5 芸術家等の養成及び確保等
- 6 国語の正しい理解
- 7 日本語教育の普及及び充実
- 8 著作権等の保護及び利用
- 9 国民の文化芸術活動の充実
- 10 文化施設の充実等
- 11 その他の基盤の整備等

②地方自治法の改正

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」(文化施設のほか、スポーツ施設、都市公園、社会福祉施設など住民の福祉を増進する目的で、市民が利用するために設置された施設)の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されました。

指定管理者制度は、「公の施設」の管理を市長が指定する民間事業者等(指定管理者)に行わせることにより、「公の施設」の管理運営に民間の手法・ノウハウを導入し、さらに市民サービスの提供を図ろうとするものです。

今後は、これまで市が管理していた文化施設も、順次指定管理者による管理に移行していくことになります。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 相手方を条例で規定	民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) 議会の議決を経て指定
管理運営主体	施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う 施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない	施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる 設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等を規定	指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	委託契約	協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない

③静岡市自治基本条例の制定

平成17年4月1日から静岡市自治基本条例が施行されました。

この条例は、新しい静岡市を創るうえで重要な原則を定めるもので、条例・規則等の法体系において最上位に位置する「静岡市の憲法」といえる条例です。

この中では、静岡市のまちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割と責務が定められています。

制度

<p>基本理念</p>	<p>○市民主体のまちづくり まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は、市と協働して、まちづくりを行います</p> <p>○情報の共有 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有して、まちづくりを行います</p> <p>○人と人との連携 市民と市は、人と人との相互のつながりを大切にして、新たな価値を生み出すまちづくりを行います</p> <p>○人づくり 市民と市は、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備します</p>								
<p>役割分担</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="854 1345 1117 1552"> <p>○市民の権利と義務</p> <p>〔権利〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに参画する権利 ・その結果を享受する権利 ・市政に関する情報の公開を請求する権利 ・計画の段階から市政に参画する権利 </td> <td data-bbox="1123 1345 1377 1552"> <p>〔義務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人権を尊重し、公共の利益を念頭において、まちづくりを行う義務 ・まちづくりに要する負担を自主的に分任する義務 ・総合的な視点に立って、市政に参画する義務 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="854 1561 1377 1795"> <p>○市の役割と責務</p> <p>〔市政運営の基本原則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働して行う市政運営 ・積極的な情報の提供と会議の公開 ・個人情報の厳正な保護 ・この条例の目的や理念に基づいた各行政分野の基本条例の制定と総合計画の策定 ・国・他の地方公共団体との対等・協力の関係 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="854 1804 1377 1887"> <p>〔市議会と市議会議員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会機能の十分な発揮と、市民に開かれた議会運営 ・総合的な視点に立った議員職務の遂行と、政策立案能力の一層の向上 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="854 1896 1377 2096"> <p>〔市の執行機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進と市政運営に必要な財源の確保 ・まちづくりの積極的な推進と効率的な行政運営など ・市民の視点に立った職務遂行 ・まちづくりの推進と市政運営に必要な能力の向上など ・市民意見を聴取し条例等を制定 ・市民からの提案を施策へ反映・市政に関する説明責任 ・行政評価を行い、マネジメントサイクルによる管理を実施 </td> </tr> </table>	<p>○市民の権利と義務</p> <p>〔権利〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに参画する権利 ・その結果を享受する権利 ・市政に関する情報の公開を請求する権利 ・計画の段階から市政に参画する権利 	<p>〔義務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人権を尊重し、公共の利益を念頭において、まちづくりを行う義務 ・まちづくりに要する負担を自主的に分任する義務 ・総合的な視点に立って、市政に参画する義務 	<p>○市の役割と責務</p> <p>〔市政運営の基本原則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働して行う市政運営 ・積極的な情報の提供と会議の公開 ・個人情報の厳正な保護 ・この条例の目的や理念に基づいた各行政分野の基本条例の制定と総合計画の策定 ・国・他の地方公共団体との対等・協力の関係 		<p>〔市議会と市議会議員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会機能の十分な発揮と、市民に開かれた議会運営 ・総合的な視点に立った議員職務の遂行と、政策立案能力の一層の向上 		<p>〔市の執行機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進と市政運営に必要な財源の確保 ・まちづくりの積極的な推進と効率的な行政運営など ・市民の視点に立った職務遂行 ・まちづくりの推進と市政運営に必要な能力の向上など ・市民意見を聴取し条例等を制定 ・市民からの提案を施策へ反映・市政に関する説明責任 ・行政評価を行い、マネジメントサイクルによる管理を実施 	
<p>○市民の権利と義務</p> <p>〔権利〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに参画する権利 ・その結果を享受する権利 ・市政に関する情報の公開を請求する権利 ・計画の段階から市政に参画する権利 	<p>〔義務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人権を尊重し、公共の利益を念頭において、まちづくりを行う義務 ・まちづくりに要する負担を自主的に分任する義務 ・総合的な視点に立って、市政に参画する義務 								
<p>○市の役割と責務</p> <p>〔市政運営の基本原則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働して行う市政運営 ・積極的な情報の提供と会議の公開 ・個人情報の厳正な保護 ・この条例の目的や理念に基づいた各行政分野の基本条例の制定と総合計画の策定 ・国・他の地方公共団体との対等・協力の関係 									
<p>〔市議会と市議会議員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会機能の十分な発揮と、市民に開かれた議会運営 ・総合的な視点に立った議員職務の遂行と、政策立案能力の一層の向上 									
<p>〔市の執行機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進と市政運営に必要な財源の確保 ・まちづくりの積極的な推進と効率的な行政運営など ・市民の視点に立った職務遂行 ・まちづくりの推進と市政運営に必要な能力の向上など ・市民意見を聴取し条例等を制定 ・市民からの提案を施策へ反映・市政に関する説明責任 ・行政評価を行い、マネジメントサイクルによる管理を実施 									

4 本市の特徴と「しずおか文化」の個性

豊富な歴史文化資源を有し、これまでも市民の文化活動が活発であった本市ですが、合併、そしてそれに続く政令指定都市移行といった都市規模の拡大を受けて、さらなる文化振興が求められています。

○交通の要衝

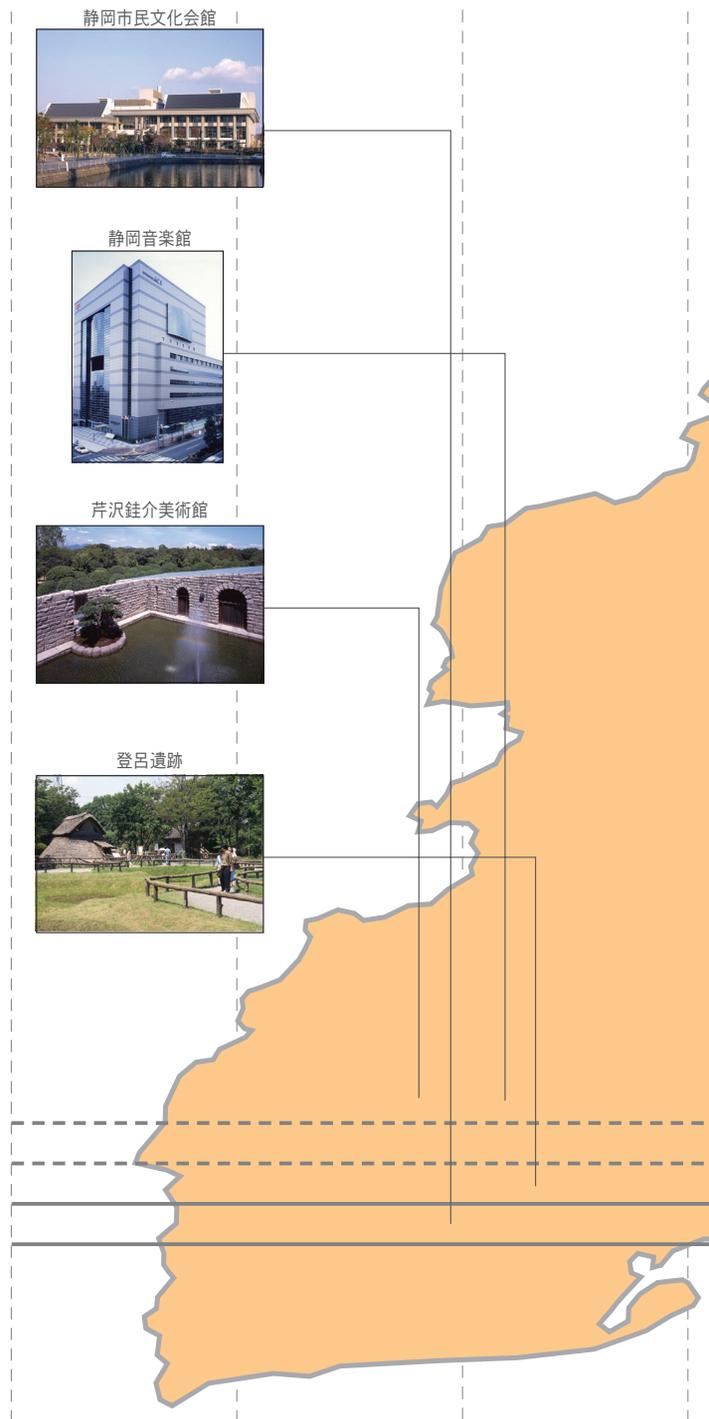
本市は、富士山を臨む日本平や三保の松原などの景勝地や、温暖な気候で知られています。三方を山に囲まれ、南は駿河湾に接する恵まれた地形を有した静岡平野は、古来より東国と畿内を結ぶ大動脈上にあり、今川家・徳川家の城下町や、茶の輸出拠点となった港町、東海道の宿場町など、政治経済の中心地として栄えました。そして現在においても、関東と関西を結ぶ国道1号・東名高速道路・東海道新幹線など主要幹線が通る交通の要衝にあたります。

今後、第二東名自動車道、中部横断自動車道といった新たな道路の建設も予定されており、さらに交通の要衝としての位置付けが高まり、より広域的な都市圏を形成していくことが期待されています。

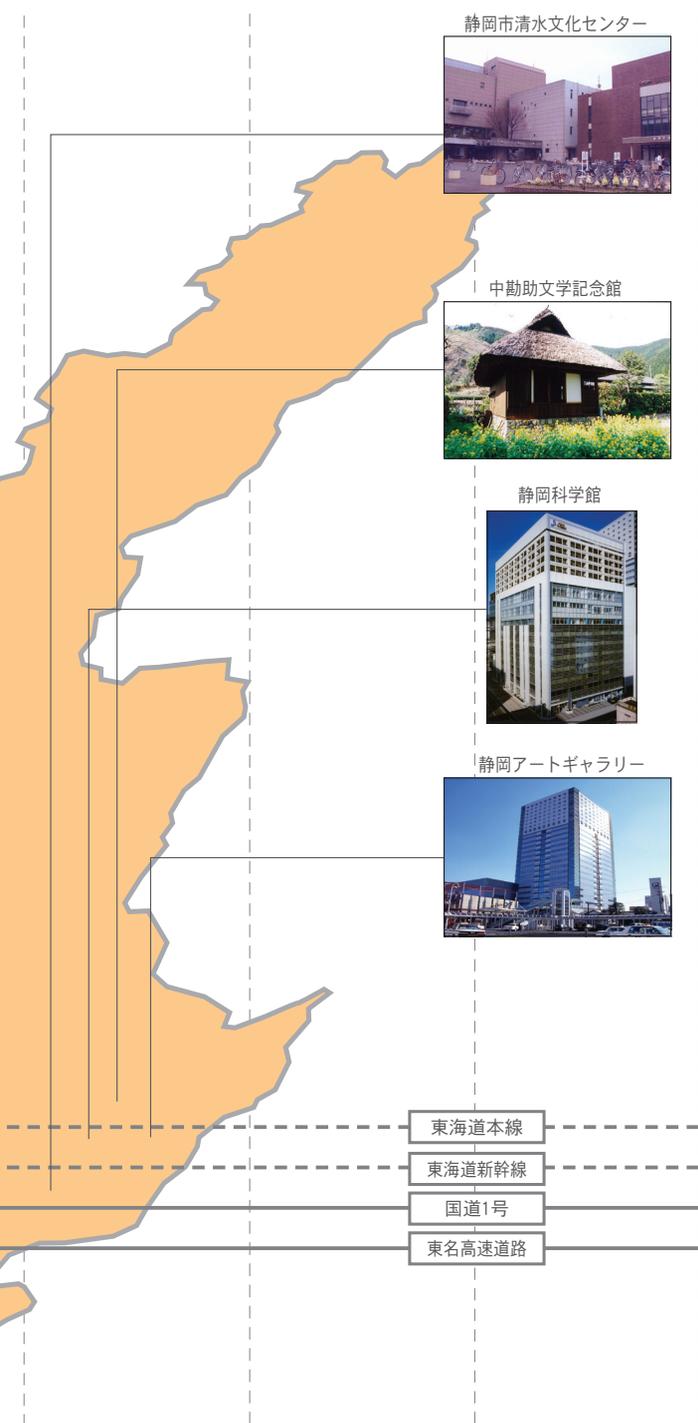
○豊富な歴史文化資源

本市には、一万年以上前の旧石器時代の遺跡がある他、弥生時代の代表的遺跡である登呂遺跡等、太古から人々が暮らしていたことがわかる遺跡が多く残されています。市の中心部周辺は、古代に駿河国の国府が置かれ、駿河の中心として栄えた土地であり、中世には今川氏の本拠地、江戸時代初期には徳川家康公による大御所政治の舞台にもなりました。

そのため史跡が多く、また、東海道の要衝であったことから、街道を往来した人々にまつわる名所旧跡も多く残されています。



文化の特徴・個性



静岡市清水文化センター



中勤助文学記念館



静岡科学館



静岡アートギャラリー



東海道本線

東海道新幹線

国道1号

東名高速道路

○合併、政令指定都市へ

平成15年4月、旧静岡市と旧清水市の合併により、新「静岡市」が誕生しました。その後、平成17年4月には、都道府県と同等の財源と権限を持つ政令指定都市へと移行しました。これにより、市民生活やまちづくりに関わりの深い事務の多くが、県から本市に移譲され、市民のニーズに合わせた迅速な事務処理を行うことができるようになりました。今後は政令指定都市として、企業進出の促進、都市機能の集積が進み、都市の利便性の向上や雇用機会の拡大、都市イメージの向上などが期待されています。

○豊富な文化施設

本市には、静岡市民文化会館、静岡音楽館、静岡市清水文化センターなど、文化振興の中核的な役割を担ってきた施設があります。

さらに、市内には県立の美術館や文化ホールもあり、県内では最も恵まれた文化環境を備えているといえます。

○中庸で柔軟性に富んだ市民気質

本市は、古くからこの地方における政治・経済・文化の中心であり、様々なものがこの地に集まる恩恵を受けています。加えて、温暖で豊かな自然環境にも恵まれているため、温和で、争いごとや変化を好まず、中庸で外から入ってくるものを柔軟に受け入れる市民気質が育まれたとされています。

そのため、新しいものと伝統的なものとの融合から新たな文化を創造することのできる環境にあるといえます。

1 これまでの取り組み

1 政策の経緯

本市では、合併前は旧静岡市と旧清水市として、また合併後もこれまで様々な文化施策に取り組んできました。

旧静岡市では、平成5年度に「静岡市の文化振興ビジョン」を策定し、「～市民と行政が手をたずさえて創りあげる～『豊かな自然や歴史につちかわれた文化の中に人々が行き交う交流文化都市』」を基本理念として、市行政全体の連携のもと、総合的に文化振興を推進することを基本方向として定め、実施してきました。

また、平成10年度に策定された「第8次静岡市総合計画」では、「感性育むまち。心通うまち。進化するまち。しずおか」を将来都市像として、「にぎわい」を核としたまちづくりの方向性を示しました。また、その中の分野別政策体系の5つの柱の一つとして「文化・生涯学習」を掲げ、「地域に根ざし世界に開いた静岡文化の創造」を政策方針の1つとして推進してきました。

一方、旧清水市では、平成13年度に「第4次清水市総合計画」を策定し、「人と自然と港がおりなす快適清水の共創」を将来都市像として、市民・事業者・市の協働を核としたまちづくりの方向性を示しました。また、「豊かな心を育み生きがいを実感できるまち」を実現するための施策の一つとして、「歴史・伝統を継承しつつ新しい文化を創造する」ことを掲げ、推進してきました。

このように、合併前の両市では、「地域」、「歴史・伝統」、「交流」、「文化の創造」が共通のキーワードとして挙げられていました。

これらを受けて、合併後においては、平成16年度に「第1次静岡市総合計画」を策定し、「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を目指すまちの姿として、5つのまちづくりの大綱を掲げました。

この5つの大綱の一つが「心豊かな人を育み、しずおか文化を創造するまち」であり、これを実現するため、「多彩な文化の継承と独自文化の創造」を文化振興の方向性と決めました。具体的な施策としては、「しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承」、「地域性豊かな市民文化の創造」、「しずおか文化の発信と交流」を目指しています。

また、まちづくりの戦略の一つとして「協働の力にあふれた市民の集うまちをつくる」を掲げています。文化振興は、この方向性と密接な関連がある分野と考えられます。

■第1次静岡市総合計画

活 発 に 交 流 し 価 値 を 創 り 合 う 自 立 都 市	Ⅰ 健康・福祉 みんなで健やかに いきいきと暮らせるまち	1 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
		2 未来を築く元気な子どもの育成支援
		3 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
		4 人間関係豊かな長寿のまちの確立
		5 いきいきと暮らせる健康づくりの推進
	Ⅱ 文化・学習 心豊かな人を育み、 しずおか文化を創造するまち	1 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
		2 多彩な文化の継承と独自文化の創造
		3 次代を担う人材の育成と環境の整備
		4 健やかな心と身体をつちかうスポーツ・レクリエーションの推進
	Ⅲ 生活環境 安全・安心・快適に 暮らせる自然豊かなまち	1 環境低負荷型都市の建設
		2 豊かな水と緑あふれる環境の創出
		3 地震・水害などの災害に強いまちづくりの推進
		4 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保
	Ⅳ 産業・経済 地域が育て世界に挑む 創造型産業のまち	1 都市型産業集積を目指した産業構造の知的高度化
		2 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
		3 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
		4 国際貿易港・清水港を活かした地域産業の振興
		5 すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援
	Ⅴ 都市基盤 活発な都市活動を支える 快適で質の高いまち	1 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
		2 にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
		3 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築
		4 まちと支えあう山間地と海岸部の振興

2 具体的な取り組み

市民による多彩な文化・芸術活動や国際的な文化交流等を支援するため、本市では、文化財・埋蔵文化財の保護・調査、文化振興事業の実施や関連施設の運営管理、生涯学習施策の推進・支援等、様々な文化振興プロジェクトが推進されています。

■文化振興施策を推進してきた主な市の施設

本市では、文化振興施策を進めるため、多くの施設を整備・運営してきました。それらの施設の大半は、平成6年7月に設立された「財団法人静岡市文化振興財団」によって、管理運営が行われてきました。

施設名	開設年	備考
静岡市民文化会館 	昭和53年	市民文化の向上を図ることを目的に開設。1978人収容の大ホール、1184人収容の中ホール、360人収容の大会議室をはじめとする7つの会議室、3つの展示室等を備えており、貸館として主に運営している。また自主事業として、毎年歌舞伎を開催し、市民が本物の伝統文化に接する機会を提供している。さらに、小学生を対象としたバックステージツアーを企画し、普段見ることのできない舞台裏を探検し、音響・照明機器等に触れる機会も提供している。
静岡市清水文化センター 	昭和41年	美術作品・文化財等の展覧会、音楽・演劇等の発表会の開催、講演会、講習会等、市民の芸術文化の振興と向上を図ることを目的に開設。 1520人収容の大ホール、510人収容の中ホール、110人収容の会議室、2つのギャラリー等を備えており、貸館として主に運営している。また自主事業として、公演・企画展等を開催している。
静岡音楽館 	平成7年	人の集まるまちづくりと地域文化の振興を図ることを目的に開設。音楽専用ホールとなっており、郵便局との合同建築物としては全国で初めてのもので、パイプオルガンが設置されている618席のシューボックスタイプのホールと最大300人収容可能な講堂、リハーサル室、楽屋等がある。全国的にみても質の高い自主事業開催と貸館事業を通して、音楽のすばらしさを創造する拠点となるよう努めている。また、親子のためのコンサート等を通して感性豊かな青少年の育成にも力を入れている。
静岡市立芹沢銈介美術館 	昭和56年	郷土静岡市の生んだ染色工芸家で、名誉市民、重要無形文化財保持者(人間国宝)であり、文化功労者の栄誉を受けた故芹沢銈介氏の功績を称えとともに、芹沢芸術を永く後世に伝えるため、その作品とコレクションの保存収集・調査研究等を通じて郷土文化の高揚を図っている。また、東京から移築した芹沢銈介の家を併設している。随時行う企画展や特別展、美術講演会等を通じて美術に対する知識の向上と文化の発展に努めている。

施設名	開設年	備考
静岡アートギャラリー 	平成9年	人の集まるまちづくりと市民の芸術文化の向上を図ることを目的に開設。都市型美術館としてJR静岡駅南口の再開発ビル内にあり、企画展示室と4つの貸出用展示室を備えている。市民に密着した文化施設として、「心豊かな生活を彩る美」に焦点をあてて幅広い分野の作品を紹介するとともに、駅前という好立地を十分に活かし、全国発信できるような事業の展開に努めている。
静岡科学館 	平成16年	「みる・きく・さわる」をキーワードに、楽しみながら科学への興味や知的好奇心を高め、自ら学び創造する力を育む施設として開設。認知科学を中心としたハンズ・オン科学館として、人気を博している。約60点の展示物を常設し、毎月サイエンスショー、わくわく科学工作、テーブルサイエンス、サイエンス玉手箱等の自由参加型の催事や、各種講座・教室を開催。
静岡市民ギャラリー 	平成元年	絵画・彫塑・書・工芸その他の美術を愛好する人たちに展示の場を提供するとともに、多くの市民が芸術作品を鑑賞できることを目的に市役所静岡庁舎本館1階に設けられた施設で、5つの展示室を備えている。

このほか、公設、民設の美術館、博物館、ギャラリー、ホール、スタジオなど、さまざまな文化施設が市内にはあります。

■静岡市が行ってきた主な文化支援事業

本市では様々な支援事業を実施しています。

制度名	備考
芸術文化奨励賞	芸術文化の振興と向上に優れた業績を挙げ、将来一層の活躍が期待される芸術文化関係者に授与する賞で、文芸・音楽・書道・美術・写真・舞踊・茶道・演劇など広い分野から選ばれるものです。昭和62年度に制定され、平成17年度で19回目を数えます。
静岡市文化振興事業費助成制度	財団法人静岡市文化振興財団(平成6年設立)により、特定の地域、構成員に限らず広く市民の参加を得て実施する文化事業に対して、財源の不足を補うため、助成を行っています。
芸術文化活動発表会参加奨励補助金	市民の芸術文化活動の振興や交流を図るため、東海大会、全国大会規模の芸術文化活動の発表会に出場する個人又は団体に対して、参加奨励補助金を交付しています。
各種事業の後援	本市では、市民が行う文化活動等で市の後援を必要とする事業に対して、後援した事業のチラシの配布、ポスターの掲示、広報紙掲載依頼等の協力をを行い、事業を側面からバックアップしています。

このほか、静岡市では文化に関する人・モノ・情報に対する、様々な支援事業を行っています。

2 これからの課題と方向性

社会情勢の変化により、人々の文化事業に対する要求が多様化することに伴い、その要求を満たす文化振興施策の形成において様々な課題が生じています。その中で、国の基本法が施行され、芸術文化にある一定の枠が示されました。法では、地方公共団体の責務として芸術文化施策の推進が示されており、本市もそれに従い、主体的かつ自主的に文化事業の推進を行う必要があります。

しかしながら、人々が持つ「文化」のイメージは多様であり、芸術文化だけでなく、身近な暮らしの中から生活の一部として生まれるものも、文化として捉えるようになってきました。また、それを具現化するため、自らの力で創り、進めていく努力を惜しまない人々が増えており、本市でも、静岡市自治基本条例の中で、市民自らが行動し、これを行政や周りの市民が支援し、共に都市（まち）をつくることを掲げています。

これからの文化施策においては、「市民が主役である」ということを再認識し、国の政策を踏まえ、総合計画を基本とし、市民が最大限に文化を享受し、創造することができる環境を整える必要があります。

16

2. 課題と方向性

将来に向けた歴史遺産・伝統文化の継承

市民の感性と創造性を高める土壌づくり

文化を通じた個性の確立と地域活性化

● 将来に向けた歴史遺産・伝統文化の継承

本市には様々な時代に関連した文化財が多く残されています。また、東西文化が交流・融合する場所として、多彩な伝統芸能、伝統工芸が誕生し、発展してきた歴史があり、現在でも地域の祭りなどの中に継承されています。

しかし、都市化や情報化の進展による価値観の変化から、長年伝えられてきた伝統文化が、しだいに市民の心の中で希薄なものとなりつつあり、これら文化の後継者不足や、公演における集客数の伸び悩みなどの課題が生じています。

そのため、貴重な伝統文化を後世に伝えていくとともに、それに対して市民が関心をもち、文化財の価値を理解することで、静岡の風土や気質に根ざした芸術文化の創造に繋がるための、種々の取り組みが必要とされています。

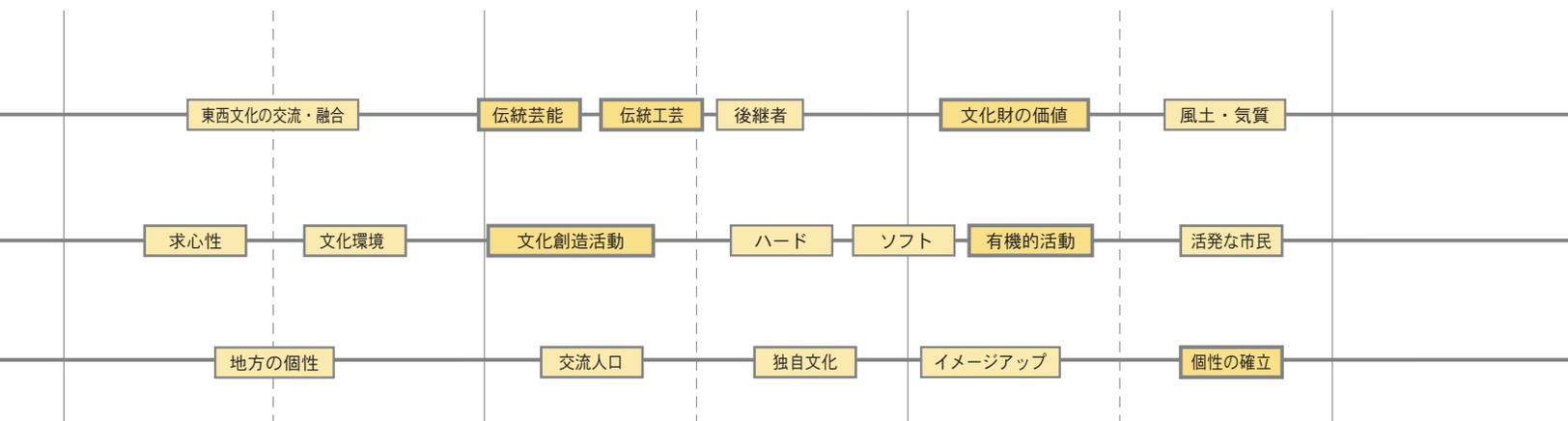
● 市民の感性と創造性を高める土壌づくり

これまで本市では、これまで県都としてふさわしい求心性の高い文化環境の整備を進め、市民の文化活動に対する様々な支援を進めてきました。

政令指定都市となった今、これまで以上に文化環境のレベルアップを図る必要があり、文化活動をさらに活発化させるとともに、芸術文化に親しむ市民を育てていくため、ハードやソフトを有機的に活用し、活発な市民の文化創造活動を進めることが求められています。

● 文化を通じた個性の確立と地域活性化

地方の個性が求められる時代を迎え、都市（まち）の個性を高め、都市のイメージアップを図るとともに、交流人口を増やし、地域経済の活性化に結びつけることが重要視されています。そのため、文化振興においても積極的に本市独自の文化を活用した個性の確立を図る必要があります。



1 基本理念

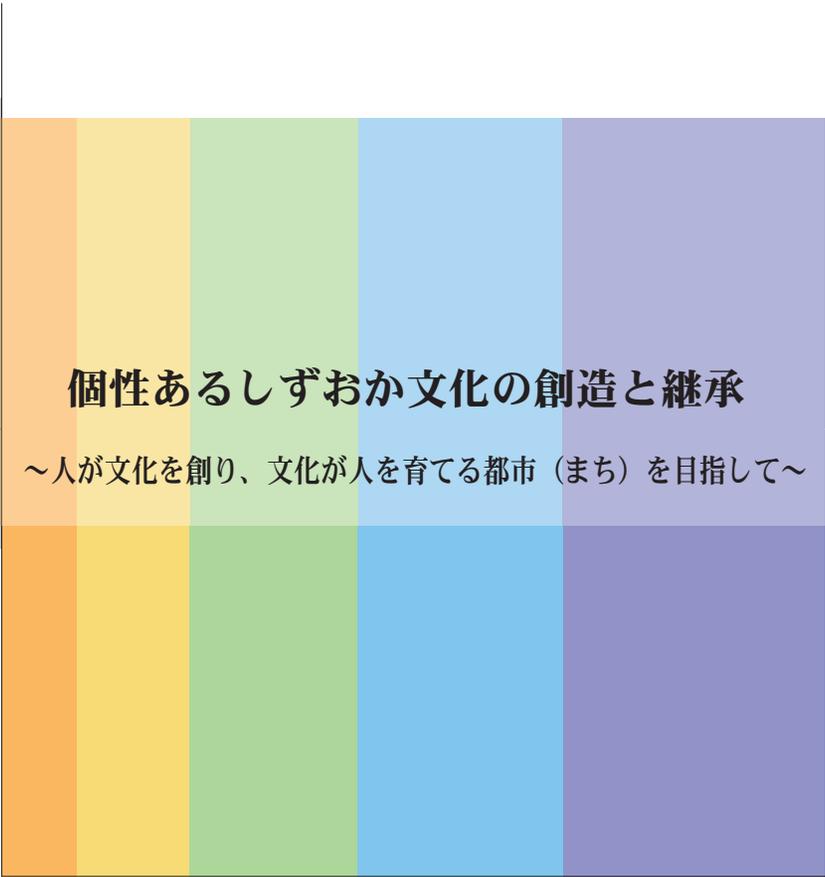
本市は、古くからこの地方の中心的な役割を担ってきた都市（まち）であり、東西の文化交流の要衝にあったことから、豊富な歴史文化資源を有し、また、芸術文化においても積極的に様々な環境整備を進めてきました。

政令指定都市となった今、これまで以上に求心力、中枢性を高めていくことが求められており、政治や経済だけでなく、文化振興においても、市民が愛着と誇りを持てる都市（まち）であり続けるよう、先人が残した歴史文化への市民の理解を促すとともに、その継承に努めつつ、将来に向けた新しい「しずおか文化」の創造に努める必要があります。

「文化」は、「社会の中で人々が歴史的に生み出し、学習し、共有してきたものの考え方、感じ方、振る舞い方の総体」ともいわれ、文化を通じて、人々は、やすらぎやうるおいを感じることから、文化の振興は、「美しさ、ゆとり、うるおい、個性など人々の感性の豊かさ」に根ざした「生活の質」を高めることと言い換えることができます。

有形、無形を問わず貴重な歴史文化資源が、地域に暮らす人々の日々の営みにより今日まで継承されてきたように、これからの「しずおか文化」の創造と継承において主役となり、担い手となるのも、市民一人ひとりであるといえます。さらには、市民が主体的に文化を創造し、将来にわたって継承していくには、そのための人づくりと、その活動の舞台となる都市（まち）づくりが必要となります。

以上のような視点から、静岡市文化振興ビジョンの基本理念を以下のように設定します。



個性あるしずおか文化の創造と継承

～人が文化を創り、文化が人を育てる都市（まち）を目指して～

2 基本目標

基本理念に向けて達成すべき文化振興の基本目標を設定します。

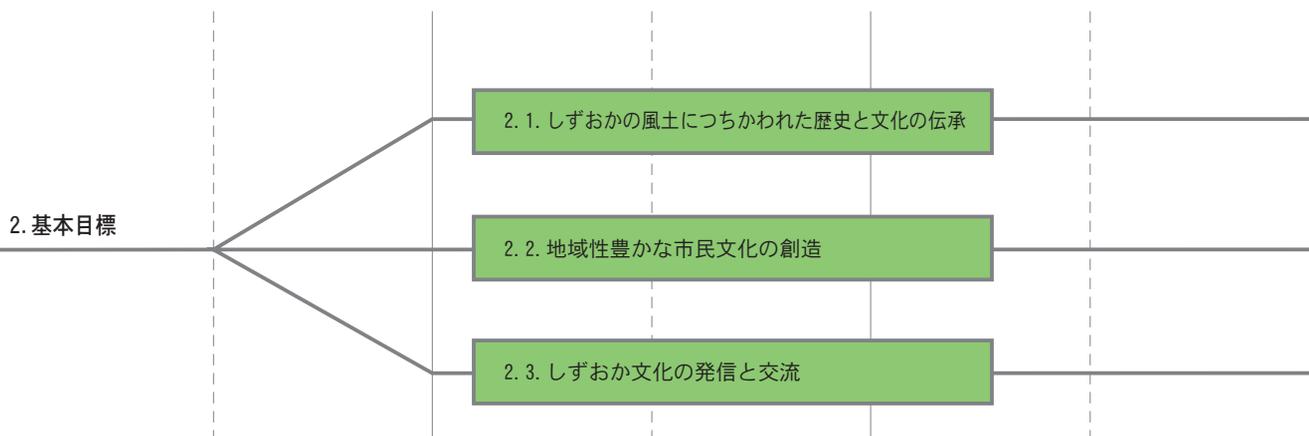
1 しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承

文化財は、それらが生まれた地域の風土の中で、人々に守られ、熟成されてきたといえます。また、文化財の豊かな土地は、心の豊かさを育み、新たな文化を創り出す力を生み出します。新しいことに価値を認める風潮や都市化により地域の伝統文化が失われつつある現在、歴史的な事柄や文化財への人々の関心を高めるため、身近な文化財を通じて、歴史に親しみ、地域の風土が育ててきた文化財の価値をあらためて見直す時期に来ています。

そのため、長い歴史の中で育まれてきた本市の伝統的な文化を体系的に保存整理するとともに、貴重な歴史文化資源について、市民が楽しみながらふれあうことができる施設を整備し、市民だけでなく市外からも見学者が訪れるように、地域の歴史を顕彰していきます。

また、市民が自ら地域の歴史や文化に関心を持ち、埋もれていた歴史の発掘や継承に向けた活動へ積極的に参加できる仕組みをつくとともに、文化財の指定・登録制度を活用し、文化財の価値を伝えていくことを目指し、保護、有効活用の推進に努めます。

22



2 地域性豊かな市民文化の創造

文化は様々な地域で多様な担い手により育まれています。現在までに生み出されてきた文化がそうであったように、将来にわたって「しずおか文化」を創造し、継承していくのも、また市民の主体的な活動によるものです。

そのため、多彩な文化活動と、それにたずさわる個人や団体の支援を進めるとともに、これらの文化活動を活発、かつ継続的に行うことができる環境を整備します。

また、市民の文化に対する知識や関心を高める機会を提供し、芸術文化の創造と鑑賞を積極的に楽しむ市民意識の醸成を図ります。

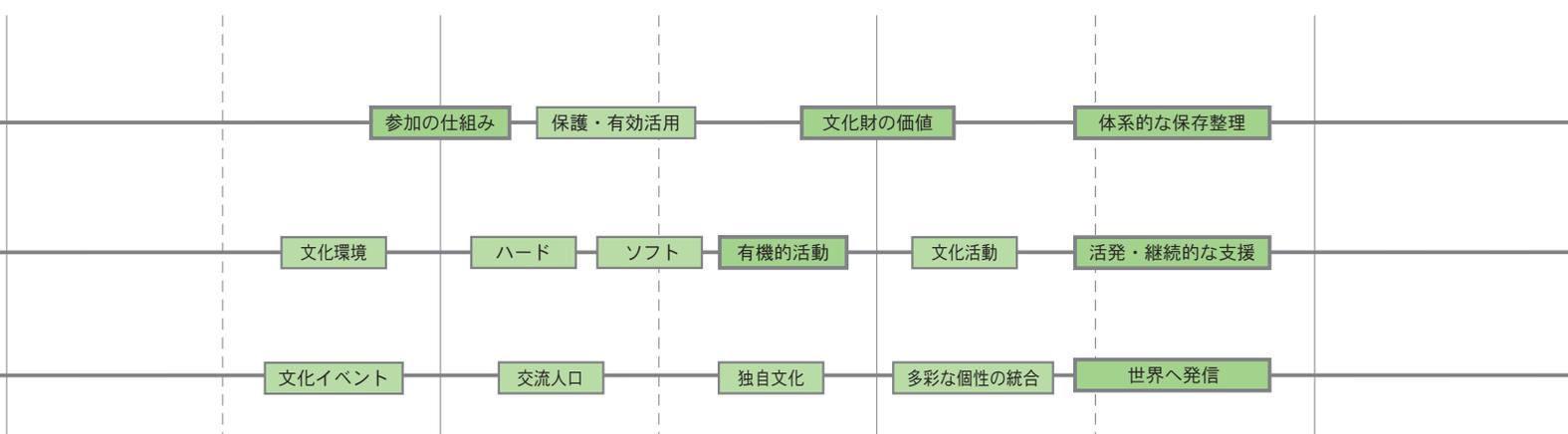
これらのハードやソフト、人材を有機的に結びつけて地域資源を活かした文化事業を実施するとともに、芸術文化の鑑賞機会を充実させます。

3 しずおか文化の発信と交流

本市で生まれた文化活動が、内外で広く評価を受けたり、文化資源や文化イベントへの来訪者が増加することは、市民が自らの文化に誇りを持ち、様々な文化活動が活発化することにつながります。

そのため、歴史、風土、伝統的文化を継承するとともに、多彩な個性を結合して、新たな「しずおか文化」を創造し、全国へ、世界へ発信できる静岡市を目指します。

また、県内外はもとより、世界との交流を図るための芸術文化やイベントなどの事業を推進します。



3 目指すべき本市の将来像

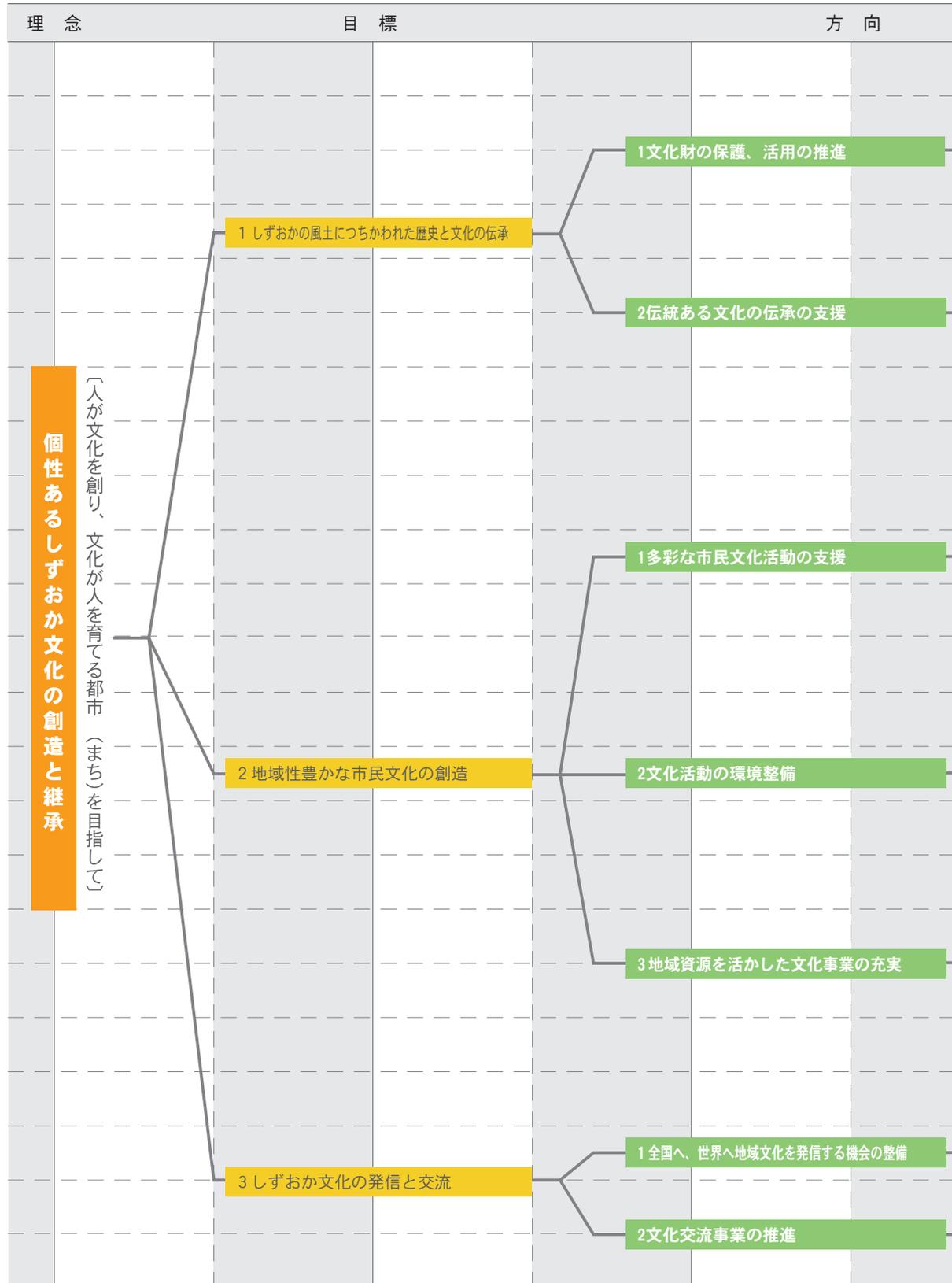
本ビジョンの目標を達成することにより、以下のようなまちの実現を目指します。

- 市民が、市内の文化財に親しみ、誇りを持つようになっています。
- 個々の文化財がネットワークされ、散策ルートとして位置付けられています。
- 地域の伝統行事や文化行事には若者を含む多くの市民が参加し、賑やかなものとなり、市外からも見物客が訪れています。
- 市内の文化団体や文化人が多数、市や市民からの支援をうけ、公共施設などで練習、公演、発表などの活動をしています。
- 様々な文化施設では、毎月のように魅力的な企画が開催され、また、毎週のように市民主催の文化イベントが開催され、多くの市民が訪れています。
- 市民が気軽に文化活動を行う場が整っていて、創造に必要な知識や技術を学べる場が身近にあり、いつでも市民で賑わっています。
- 子どもたちをはじめ、市民が手軽に文化に触れたり、創造する機会がふんだんにあります。

-  文化施設は、市民が主体的に運営に参加し、創造的な文化活動がより行いやすくなっています。
-  かつては埋もれかけていた地域資源を、子どもから大人までが知っていて、まちづくりに活用されていたり、主体的に「いわれ」などを研究するグループが活動しています。
-  芸術文化について興味を持ち、積極的に知識や技能を得ようとする市民が育っています。
-  文化に関する市内外の情報を、いつでも、誰でも手に入れることができ、市内の公共施設の予約や施設でのイベントのチケット入手も簡単にできます。
-  諸外国の文化を理解し、国際交流を積極的に行おうとする市民が多くなっています。
-  「文化先進都市」として、全国、さらには世界に「静岡市」の名が知られるようになっています。

4 施策の体系

本ビジョンの施策の全体イメージを以下に示します。

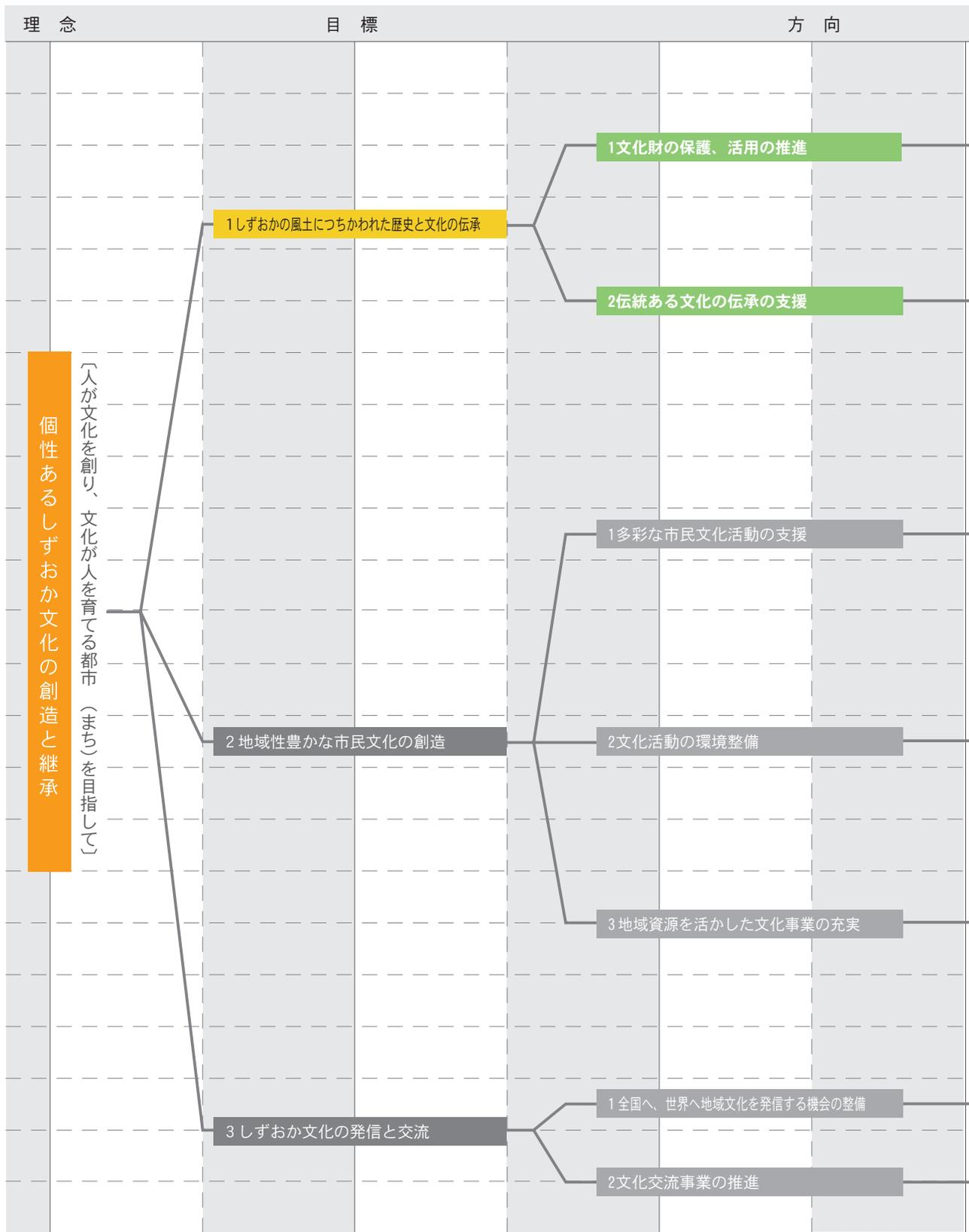


方 策

①文化財に対する意識の高揚	文化財を理解し、保存への意識を高める
	文化財の保存に努め、後世に残す
	地域や学校と連携した文化財の活用を図る
②文化財の継承	地域に根づく文化を理解し、保存・継承の意識を高める
	伝統文化継承者や団体の育成と活動への支援を図る
	伝統芸能や民俗芸能に触れる機会の充実を図る
③文化財の新たな活用	団体・個人の活動を支援し、活性化を図る
	文化活動を担う人材・組織を育成し、活動を支援する
	生涯を通じて文化と触れ合える環境をつくる
①伝統文化に対する意識の向上	教育を通じて文化と触れ合う機会を創出する
	文化を意識したまちづくりを展開する
	施設の充実・連携を通じて、文化活動を行う環境を整える
	芸術文化に触れる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者を育成する
②伝統文化の継承と支援	市民との協働を通じた文化施設の整備と運営方法を検討する
	地域資源を把握し、保護する
	地域の自然・空間・施設・人を活かした文化事業を展開する
	地域資源を活かし、地域経済の活性化に結びつける
③伝統文化事業の推進	いつでも、どこでも文化情報を受発信できる機会を提供する
	文化情報の発信力を強化し、「しずおか文化」を発信する
	世界との文化交流を通して、「しずおか文化」を再認識する
①文化活動への助成	
②人材・組織の育成	
③生涯学習活動への支援	
④豊かな心をつちかう教育の推進	
①文化基盤整備の検討	
②文化活動拠点の整備	
③芸術文化の鑑賞機会の充実	
④協働による施設の整備と運営	
①地域資源の発掘と再認識	
②地域資源の整備と活用	
③地域資源と文化事業の連携	
①文化情報の提供	
②文化情報の発信拠点整備とネットワークの構築	
①全国や世界との文化交流事業の推進	



1 しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承



方 策

	①文化財に対する意識の高揚			文化財を理解し、保存への意識を高める	
	②文化財の継承			文化財の保存に努め、後世に残す	
	③文化財の新たな活用			地域や学校と連携した文化財の活用を図る	
	①伝統文化に対する意識の向上			地域に根づく文化を理解し、保存・継承の意識を高める	
	②伝統文化の継承と支援			伝統文化継承者や団体の育成と活動への支援を図る	
	③伝統文化事業の推進			伝統芸能や民俗芸能に触れる機会の充実を図る	
	①文化活動への助成			団体・個人の活動を支援し、活性化を図る	
	②人材・組織の育成			文化活動を担う人材・組織を育成し、活動を支援する	
	③生涯学習活動への支援			生涯を通じて文化と触れ合える環境をつくる	
	④豊かな心をつちかう教育の推進			教育を通じて文化と触れ合う機会を創出する	
	①文化基盤整備の検討			文化を意識したまちづくりを展開する	
	②文化活動拠点の整備			施設の充実・連携を通じて、文化活動を行う環境を整える	
	③芸術文化の鑑賞機会の充実			芸術文化に触れる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者を育成する	
	④協働による施設の整備と運営			市民との協働を通じた文化施設の整備と運営方法を検討する	
	①地域資源の発掘と再認識			地域資源を把握し、保護する	
	②地域資源の整備と活用			地域の自然・空間・施設・人を活かした文化事業を展開する	
	③地域資源と文化事業の連携			地域資源を活かし、地域経済の活性化に結びつける	
	①文化情報の提供			いつでも、どこでも文化情報を受発信できる機会を提供する	
	②文化情報の発信拠点整備とネットワークの構築			文化情報の発信力を強化し、「しずおか文化」を発信する	
	①全国や世界との文化交流事業の推進			世界との文化交流を通して、「しずおか文化」を再認識する	

1 文化財の保護、活用の推進

地域の歴史を伝える文化財を守っていくためには、文化財の知名度を上げ、市民がこれらを誇りと感じるようになることが大切です。

そのため、本市の文化財とそれを守ってきた人々を顕彰し、市民が指定文化財をはじめとする多くの文化財に触れ、楽しみ、正しい知識を学ぶことのできる機会の提供を目指します。

また、文化財の保存及び活用についての新たな方策を研究し、その活用を積極的に進めます。

①文化財に対する意識の高揚

文化財を理解し、保存への意識を高める

市民が、文化財の由来などを知り、価値を理解することで、文化財の保護や、次代への継承に対する機運が高まります。

さらに、指定文化財をはじめとする、本市独自の文化財に関する知識を深めることは、郷土への愛着と誇りを高めることにもつながります。

そのため、歴史に関する情報の提供や調査研究、学習機会の拡充に努め、文化財等に対する市民の理解を深めることを目指します。

施策イメージ例

- ・文化財のデータベース化
- ・文化財の存在の周知
- ・文化財についての講座の開催や学習機会の拡充
- ・学校教育における文化財や歴史の継承事業の推進

②文化財の継承と活用

文化財の保存に努め、後世に残す

これまで受け継がれてきた文化財や歴史的に価値のある財産を、良好な状態で保存することは、人々に、より良い静岡の文化を伝えるとともに、それらを後世へ継承することにもつながります。

そのため、文化財の修復技術の継承や支援、また、由来や伝説、歴史など、関連する事項を記した古文書や図書などの文献の調査・収集・保存を積極的に行い、その活用に努めます。

また、市民が地域の歴史を学ぶ材料や、観光資源としての文化財の活用も視野に入れ、周辺地域の景観を考慮した一体的な整備を行い、よりその魅力を高めるとともに、文化財を利用したイベントや講座等の開催を行います。

施策イメージ例

- ・ 保存修理の支援
- ・ 周辺を含めた史跡の整備
- ・ 文化財の調査・研究・掘り起こし
- ・ 観光地としての発信と集客への整備
- ・ 文化財やロケーションを意識したイベントの開催

③文化財の新たな活用

地域や学校と連携した文化財の活用を図る

文化財を地域で守り、活用することは、市民がその地域の歴史に関心を持ち、コミュニティの活性化につながることを期待されます。

そのため、学校や文化財所有者との連携を図るとともに、文化財の保存・活用状況を把握し、新たな活用方策について地域の人々と共に考えるほか、取り組んでいる地域などへの支援を行うことで、文化財の活用を推進します。

施策イメージ例

- ・ 文化財等の管理者との連携
- ・ 文化財を活用している地域などへの支援
- ・ 文化財と地域社会とのつながりの促進
- ・ 学校における地域文化財学習の充実

2 伝統ある文化の伝承の支援

伝統文化を将来に向けて継承していくためには、大切に保存することに加え、市民にとってより身近なものとして受け入れられることが大切です。

そのため、市民が伝統文化に触れることのできる機会や情報の提供などを通して、市民と伝統文化のより良い関係の構築に努めます。

また、伝統文化の継承者の発掘、育成及び活動の支援に努めます。

①伝統文化に対する意識の向上

地域に根づく文化を理解し、保存・継承の意識を高める

市民が、自身を取り巻く地域の伝統芸能や民俗芸能などについての知識を深めることは、自らが住むまちや地域を愛し、誇りを感じることにつながります。

そのため、地域の伝統芸能や民俗芸能などに関する情報の提供や学習機会の拡充に努め、伝統文化に対する市民の意識の向上を目指します。

施策イメージ例

- ・地域の伝統文化のデータベース化
- ・地域伝統芸能の保護
- ・生活文化の記録保存と支援
- ・地域文化を通じた日本文化の再発見

②伝統文化の継承と支援

伝統文化継承者や団体の育成と活動への支援を図る

地域の伝統文化を未来へと継承するには、それを守り伝える人材が必要不可欠です。

そのため、市内の伝統文化継承者や団体の発掘と把握を行い、人材の育成に対する支援を行います。

また、稽古場や展示会場などの活動場所の確保及び活動に対する支援を行い、地域の伝統文化の保存、継承とその発展を促進します。

施策イメージ例

- ・ 伝統文化継承者の発掘と把握
- ・ 伝統文化継承者への支援
- ・ 伝統文化継承者の育成
- ・ 地域伝統芸能の支援

③伝統文化事業の推進

伝統芸能や民俗芸能に触れる機会の充実を図る

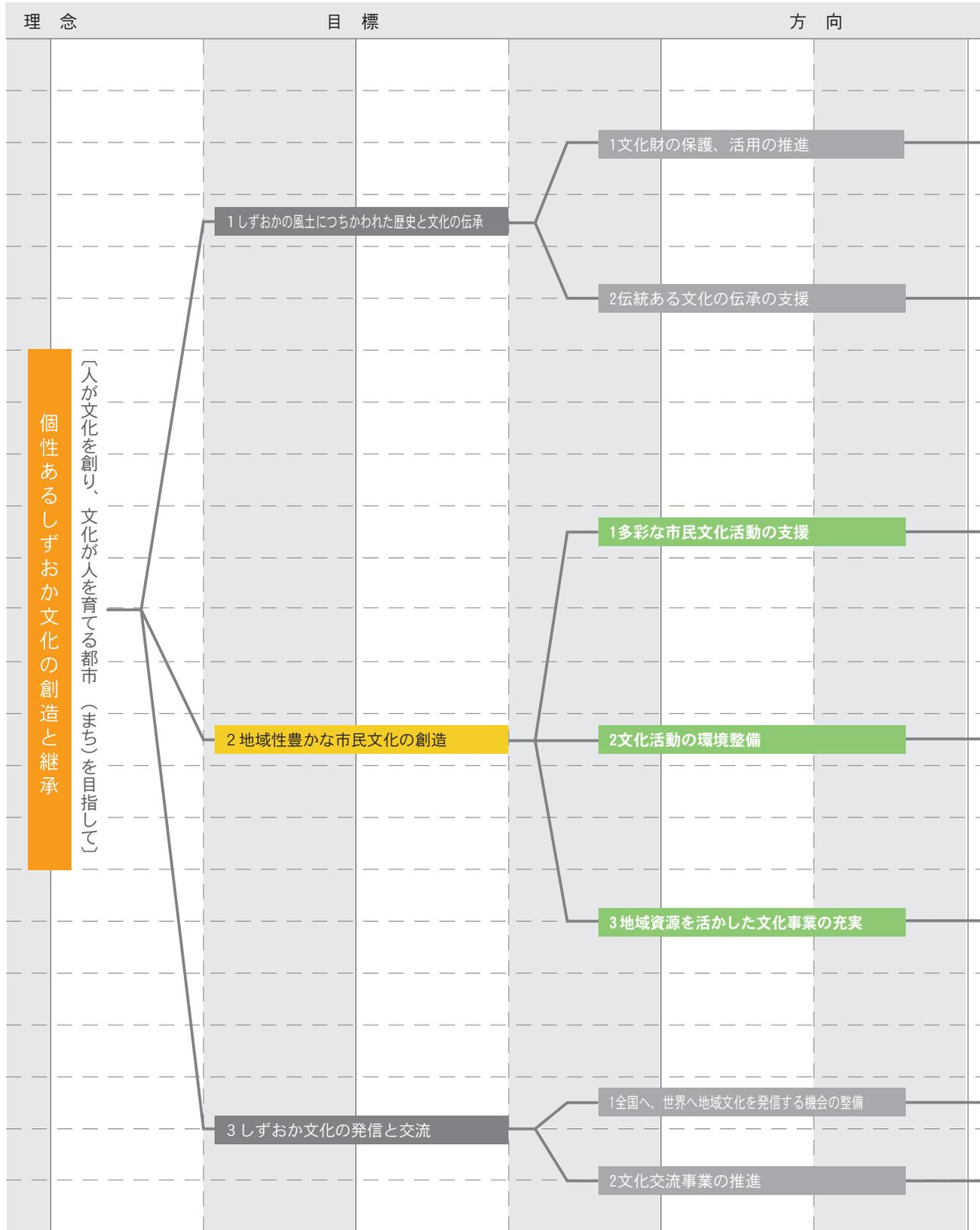
各地域の伝統芸能や民俗芸能の発表会や公演などの支援を行うとともに、歌舞伎や能など、日本固有の古典芸能公演を開催することで、日本の伝統文化への愛着と誇りを育む土壌をつくります。

古典芸能の公演開催にあたっては、事前に講演会など学習の場を設け、古典芸能の理解を促し、日本、そして静岡を再認識する機会の創出を図ります。

施策イメージ例

- ・ 伝統芸能公演事業の推進
- ・ 日本古典伝統文化公演の推進
- ・ 伝統文化講座の開催や学習機会の拡充
- ・ 日本古典芸能を理解するための事業開催

2 地域性豊かな市民文化の創造



方 策

①文化財に対する意識の高揚

文化財を理解し、保存への意識を高める

②文化財の継承

文化財の保存に努め、後世に残す

③文化財の新たな活用

地域や学校と連携した文化財の活用を図る

①伝統文化に対する意識の向上

地域に根づく文化を理解し、保存・継承の意識を高める

②伝統文化の継承と支援

伝統文化継承者や団体の育成と活動への支援を図る

③伝統文化事業の推進

伝統芸能や民俗芸能に触れる機会の充実を図る

①文化活動への助成

団体・個人の活動を支援し、活性化を図る

②人材・組織の育成

文化活動を担う人材・組織を育成し、活動を支援する

③生涯学習活動への支援

生涯を通じて文化と触れ合える環境をつくる

④豊かな心をつちかう教育の推進

教育を通じて文化と触れ合う機会を創出する

①文化基盤整備の検討

文化を意識したまちづくりを展開する

②文化活動拠点の整備

施設の充実・連携を通じて、文化活動を行う環境を整える

③芸術文化の鑑賞機会の充実

芸術文化に触れる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者を育成する

④協働による施設の整備と運営

市民との協働を通じた文化施設の整備と運営方法を検討する

①地域資源の発掘と再認識

地域資源を把握し、保護する

②地域資源の整備と活用

地域の自然・空間・施設・人を活かした文化事業を展開する

③地域資源と文化事業の連携

地域資源を活かし、地域経済の活性化に結びつける

①文化情報の提供

いつでも、どこでも文化情報を受発信できる機会を提供する

②文化情報の発信拠点整備とネットワークの構築

文化情報の発信力を強化し、「しずおか文化」を発信する

①全国や世界との文化交流事業の推進

世界との文化交流を通して、「しずおか文化」を再認識する

1 多彩な市民文化活動の支援

市民が文化活動を通じて自らのこころを豊かにすることで、真にゆとりとうるおいを実感できる生活を実現することができます。

そのため、市民が主体的に活動を行うことができるよう、様々な文化活動や教育、生涯学習などへの支援を行います。

また、本市の文化リーダーともいべき芸術家や文化人の発掘、育成及び活動の支援に努め、市民の手による文化振興活動の力を高めます。

①文化活動への助成

団体・個人の活動を支援し、活性化を図る

市民への支援を進め、市民が主体的に行う文化活動のさらなる活性化を図ります。

団体や個人への活動場所の提供、活動や成果の発表に対する支援や、新たな人材発掘などを行うほか、国、県などの褒章への推薦、支援施策の紹介などを行います。

また、既に本市の文化を支えている文化団体や、財団、市民個人が行う文化事業への支援を行うとともに、文化振興のパートナーとして、これらの団体活動の一層の充実と、自立、意識改革を促していきます。

施策イメージ例

- ・文化活動の支援
- ・文化活動に対する補助制度の設置
- ・活動場所や発表機会の提供
- ・文化団体の充実、育成
- ・活動場所確保の支援
- ・国、県の文化補助事業の活用推進

③生涯学習活動への支援

生涯を通じて文化と触れ合える環境をつくる

様々な世代の市民が文化を通じて生きがいを持ち、豊かな生活を送ることができるよう、文化に関連する生涯学習活動への支援を行います。

また、市民が主催・運営する事業や、出展者・出演者となる事業、文化を通じた世代間交流を図る事業など、幅広く市民が参加できる文化事業を積極的に推進し、さらに、市民が容易に情報の受発信を行えるようなシステムの構築を目指します。

施策イメージ例

- ・市民が参加できる事業の推進
- ・市民と一体となった文化事業の促進
- ・文化をテーマとした世代間交流事業の推進
- ・市民主体の情報発信、受信のシステムづくり

②人材・組織の育成

文化活動を担う人材・組織を育成し、活動を支援する

市民が芸術文化に触れる多様な機会を創出するとともに、芸術文化に関する学習の機会を提供することにより、文化とのふれあいを求める市民の育成と、その活動への支援を目指します。

また、芸術家・文化人を発掘し、地域における文化振興の先導的な人材として位置付けるとともに、その活動への支援を行います。あわせて、「文化振興によるまちづくり」に対する意識啓発活動と、これを支えるボランティア活動を推進するとともに、芸術文化事業を企画・制作する人材など、文化活動のリーダーとなる人材の育成を行います。

さらに、市民の企画、運営による芸術文化事業について、活動の場を提供し、市民が文化事業の推進や公共施設の運営に参加できるシステムを構築します。

これらの人材を、生涯学習センター・公民館・図書館・学校などと連携してデータベース化し、情報の共有と活用を図ります。

施策イメージ例

- ・芸術家・文化人の発掘・育成・支援
- ・人材・団体情報のデータベース化
- ・ボランティア活動の推進
- ・芸術文化事業の企画制作者の育成
- ・まちづくりへの意識改革
- ・文化事業の推進と運営を利用者自身で行うシステムの導入
- ・文化事業推進スタッフの養成

④豊かな心をつちかう教育の推進

学校教育を通じて文化と触れ合う機会を創出する

次代の本市を担う子どもたちの文化への興味・関心を高めることを目指し、学校や地域での文化に関連する活動への支援を行います。

子どもたちへは、生活基盤である学校において、文化事業や作業を主体とした事業を積極的に行うなど、学校のカリキュラムとの連携や支援を行い、子どもたちのところに響く教育や育成事業の展開を図ります。また、身近な地域において質の高い芸術に触れることができる事業を推進します。

施策イメージ例

- ・学校と連携した文化教育プログラムの実施
- ・幅広い人材を活用した文化教育プログラムの実施
- ・次代の鑑賞者の育成を図る事業の展開
- ・子どもたちが本物の芸術に触れる機会の創出
- ・文化・学習施設と学校との連携の充実

2 文化活動の環境整備

市民が自由に文化活動を行うことができるよう、活動の基盤となる拠点整備や機会の充実に努めます。

また、市の組織においても意識改革を行い、市民ニーズの把握から事業への反映までのシステムを明確にし、本市独自の文化を醸成するための事業を行います。

①文化基盤整備の検討

文化を意識したまちづくりを展開する

文化そのものがまちの財産であるという視点に立ち、本市が行うすべての事業において、文化振興に対する行政の意識改革を行います。

事業の推進にあたっては、文化に対する市民の意見や意識の把握を常に行うシステムと、これを反映し、市民が参加できる体制を整え、文化基盤の整備とまちづくりとの連携への展開を図ります。

また、既存文化施設の利用形態や施設の役割の明確化についての検討を進めるとともに、集客圏の拡大を図り、より多くの人々が文化に触れることができる情報拠点整備やシステム構築の検討を行います。

施策イメージ例

- ・文化施設の役割の明確化の検討
- ・行政における文化的視点の導入促進
- ・住民意見の反映による文化事業の展開
- ・多様な市民意識を把握するシステムの構築
- ・街角の芸術空間の創出
- ・集客圏の拡大を図るための戦略の検討

③芸術文化の鑑賞機会の充実

芸術文化に触れる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者を育成する

本市の文化向上のため、質の高い事業を推進するとともに、住民ニーズに合った各文化施設の自主事業や、特色のある芸術文化事業を検討し、その開催を図ります。

また、民間団体や企業との協力による大型文化事業の開催や招致を企画し、鑑賞機会の充実に努めるとともに、公立施設と民間施設の連携を通じて情報共有を図り、市民が常に身近に芸術文化に触れることのできる機会の拡充に努めることで、感性豊かな鑑賞者の育成を目指します。

施策イメージ例

- ・質の高い文化事業開催の推進
- ・特色ある自主事業の実施
- ・新しい文化事業の研究と開催
- ・民間との協力による大型文化事業の検討と招致

②文化活動拠点の整備

施設の充実・連携を通じて、文化活動を行う環境を整える

市民の文化活動の拠点となる施設の充実を図るため、既存文化施設のバリアフリー化、耐震化を進めるとともに、設備の見直しを進めます。また、景観にも配慮した魅力あふれる空間への改修を行うほか、新たな施設の整備についての検討を進めます。

また、市内のどの文化施設からでも他の施設の予約状況等を知ることができるシステムづくりを進め、市民の文化活動の拠点施設である市内の文化、教育施設のネットワークの構築を目指します。公民館をはじめ、図書館、その他の文化施設については、民間施設との連携を研究するとともに、利用形態等に応じた、より良い運営方法の検討を行います。

施策イメージ例

- ・バリアフリー化を含めた耐震整備及び改修
- ・魅力あふれる既存文化施設の改修
- ・充実した環境・施設の提供
- ・新規施設の検討
- ・文化施設の専門的な運営の検討
- ・施設の共有化の検討
- ・文化施設ネットワークの構築
- ・公民館・図書館・文化施設における民間施設との連携

④協働による施設の整備と運営

市民との協働を通じた文化施設の整備と運営方法を検討する

新たな文化施設の整備について、市民を交え、民間の手法を取り入れるなどの検討を行い、協働による施設整備と運営方法の検討を行います。

また、文化活動の環境整備の充実を目指すとともに、ボランティアやサポーターの育成支援を行うことで、市民が主体的に文化活動の機会を創出し、そこに別の市民が参加するような、市民が互いに学びあうシステムの構築を検討します。

施策イメージ例

- ・新たな文化施設整備における市民・民間との協働
- ・市民主体の情報発信、受信のシステムづくりの支援
- ・市民の文化活動の拠点となる施設運営方法の検討
- ・市民との協働による文化活動の環境整備
- ・ボランティア、サポーターの育成
- ・市民文化活動参加に対する受け皿づくり
- ・市民が互いに学びあうシステムの構築

3 地域資源を活かした文化事業の充実

市内にどのような地域資源があるのかを認識し、その内容を知ること、地域に愛着を感じ、大切にすることを持つことができるとともに、自らの暮らすまちに誇りを感じ、次代に地域特有の文化を伝えていく土壌が熟成されます。

そのため、市民との協働により、地域資源の把握や、有効活用するための方策を検討します。また、文化振興施策をそれぞれ単独で行うことなく、特に地域経済や観光振興策と結びつけることで、本市の活性化に資する文化振興を目指します。

①地域資源の発掘と再認識

地域資源を把握し、保護する

市民の地域資源への意識を通じて地域そのものへの愛着を高めることを目指し、市民と協働により地域資源の発掘に努め、その紹介と適切な保護を図ります。さらに、資源を利用した地域文化活動の把握と支援を行います。また、これらの活動と、観光利用や高齢者の生きがい対策等を連携させた有効利用方法を模索していきます。

施策イメージ例

- ・ 地域資源の発掘・把握・保護
- ・ 多彩な地域文化活動の基盤整備
- ・ 地域資源の有効活用の検討
- ・ 地域資源バンクの整備
- ・ 地域による文化事業の充実と開催支援

②地域資源の整備と活用

地域の自然・空間・施設・人を活かした文化事業を展開する

発掘された地域資源を有効に活用することで、文化を通じた地域の活性化が図られるとともに、市民の地域への愛着も深まります。そのため、文化人や有識者等の様々な資源を活かした事業の企画、実施、支援など、活用方策の検討を進めるとともに、これら地域資源を活かした文化活動への参加意識の高揚を図ります。

施策イメージ例

- ・都市空間を活かした事業の実施
- ・自然を活かした事業の実施
- ・施設や歴史的建造物を活かした事業の実施
- ・地域の祭りへの支援
- ・地元を知る講座の開講による意識高揚
- ・地元出身の文化人や有識者の活用の検討
- ・特色ある地域づくりへの文化的側面からの支援

③地域資源と文化事業の連携

地域資源を活かし、地域経済の活性化に結びつける

地域資源は、観光資源としてだけでなく、個性的な地場産品や産業を創出する要素として、地域の経済活動の活性化にもつながるほか、個性ある「しずおか文化」を創出する要素として重要なものです。このため、文化事業を進めるにあたっては、これら地域資源を活かし、経済、観光等との連携を強化し、互いに発展する環境を整えることが必要です。

そのため、「しずおか文化」をアピールできる観光スポットや祭り・イベントの紹介等、地域資源と経済的側面を合わせた形でのまちの紹介を積極的に行い、地域資源を核とした文化と経済の融合した施策の充実を図ります。

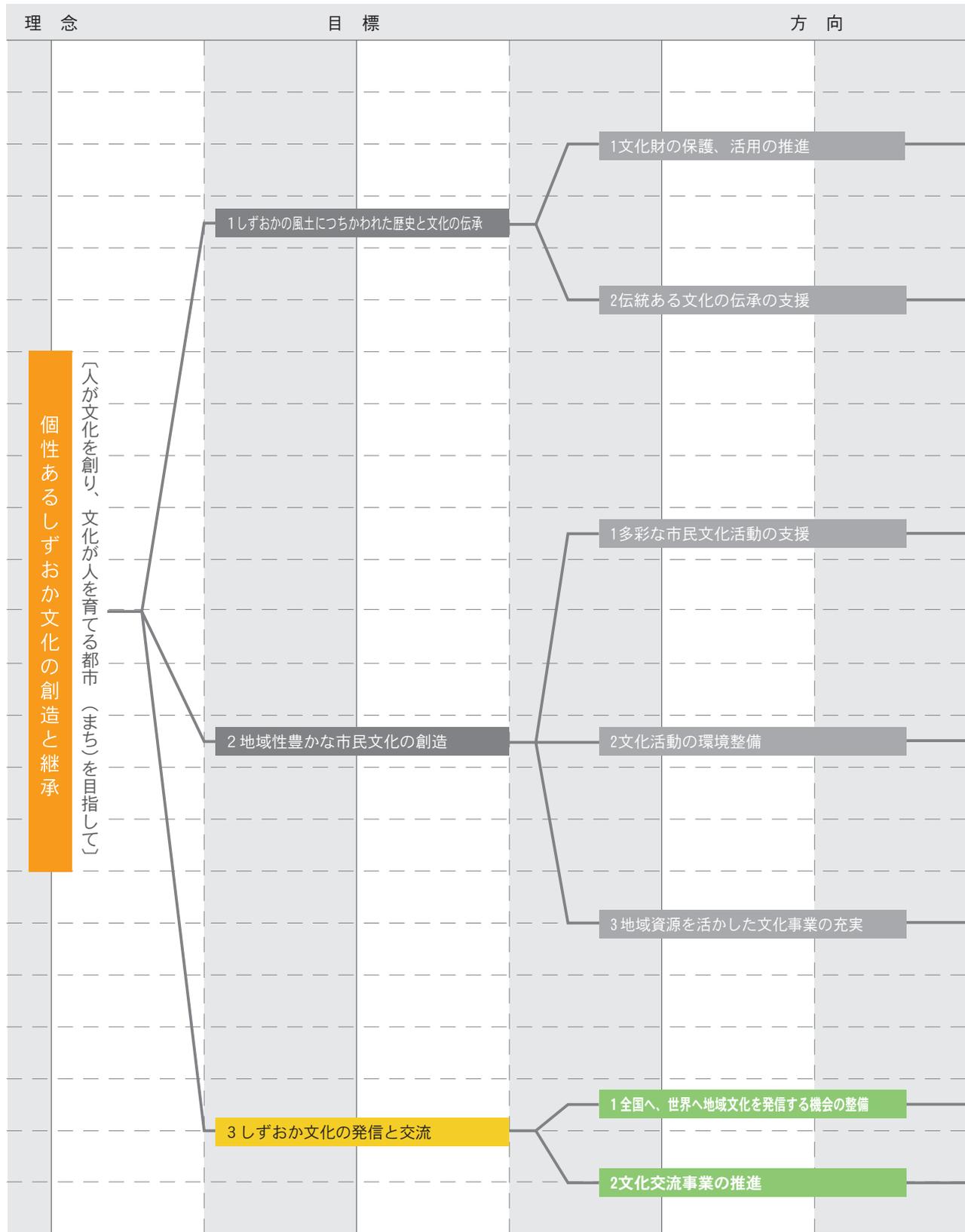
また、メセナ[※]による文化事業の展開や理解を深めるために、地元企業との情報交換を推進します。

施策イメージ例

- ・「しずおか文化」を意識した観光・旅行業界との連携強化
- ・街を紹介する冊子の作成
- ・文化と融合した商業空間の充実
- ・地元企業とのイベント共催システムの確立
- ・地元企業メセナ（文化事業支援）の推進
- ・企業との文化活動情報交換会の開催

※メセナ：フランス語の「メセナ (mecenat)」が語源で、企業が文化・芸術活動を支援することを指す。企業が直接本業とは関係ない演劇公演や美術展、音楽会などを主催することなどで、古代ローマ時代の皇帝アウグストゥスに仕えた高官マエケナス (Maecenas) が詩人や芸術家を手厚く庇護したことから、その名に由来する。

3 しずおか文化の発信と交流



方 策

①文化財に対する意識の高揚

文化財を理解し、保存への意識を高める

②文化財の継承

文化財の保存に努め、後世に残す

③文化財の新たな活用

地域や学校と連携した文化財の活用を図る

①伝統文化に対する意識の向上

地域に根づく文化を理解し、保存・継承の意識を高める

②伝統文化の継承と支援

伝統文化継承者や団体の育成と活動への支援を図る

③伝統文化事業の推進

伝統芸能や民俗芸能に触れる機会の充実を図る

①文化活動への助成

団体・個人の活動を支援し、活性化を図る

②人材・組織の育成

文化活動を担う人材・組織を育成し、活動を支援する

③生涯学習活動への支援

生涯を通じて文化と触れ合える環境をつくる

④豊かな心をつちかう教育の推進

教育を通じて文化と触れ合う機会を創出する

①文化基盤整備の検討

文化を意識したまちづくりを展開する

②文化活動拠点の整備

施設の充実・連携を通じて、文化活動を行う環境を整える

③芸術文化の鑑賞機会の充実

芸術文化に触れる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者を育成する

④協働による施設の整備と運営

市民との協働を通じた文化施設の整備と運営方法を検討する

①地域資源の発掘と再認識

地域資源を把握し、保護する

②地域資源の整備と活用

地域の自然・空間・施設・人を活かした文化事業を展開する

③地域資源と文化事業の連携

地域資源を活かし、地域経済の活性化に結びつける

①文化情報の提供

いつでも、どこでも文化情報を受発信できる機会を提供する

②文化情報の発信拠点整備とネットワークの構築

文化情報の発信力を強化し、「しずおか文化」を発信する

①全国や世界との文化交流事業の推進

世界との文化交流を通して、「しずおか文化」を再認識する

1 全国へ、世界へ地域文化を発信する機会の整備

市民が主体的に文化活動を行うことができ、文化都市としての本市のイメージを形成するためには、「しずおか文化」に関する様々な情報が適切かつ豊富に発信されている必要があります。

そのため、人々が身近に文化を感じることでできる場と、文化活動に取り組む機会の拡充を目指し、文化情報の提供とそれに伴う環境整備を行います。また、「しずおか文化」に関する情報の収集、発信体制を整備し、全国へ、あるいは世界へと「しずおか文化」の情報を発信していくことで、文化活動にたずさわる人々の交流と連携を支援します。

①文化情報の提供

いつでも、どこでも文化情報を受発信できる機会を提供する

公立施設だけでなく、民間施設とも連携した文化施設のネットワーク化を図ります。文化施設内の文化事業のみならず、市内外の文化事業情報、文化団体や文化活動等をデータベース化し、誰でも、いつでも、どこでもそれらの情報を入手できるよう、市内はもちろん、全国に向けて効果的かつ効率的に文化情報を発信できるシステムの整備を図ります。

施策イメージ例

- ・文化施設のデータベース化
- ・文化活動拠点のネットワーク化
- ・文化情報の充実

②文化情報の発信拠点整備とネットワークの構築

文化情報の発信力を強化し、「しずおか文化」を発信する

全国への情報発信拠点を整備するとともに、「しずおか文化」に関する情報を一元的に管理する窓口を検討し、多様なメディアを効果的に活用しながら、総合的な文化情報の発信力を強化するシステムの検討・開発と、市民への周知、広域的なPRの充実を図ります。

さらに、新たな地域文化の発見のために、双方向の情報交換の場の創出を目指し、ミニコミ誌や既存文化団体、市内の各地域の市民団体、公共施設等を活用した文化情報ネットワークの構築を検討していきます。

施策イメージ例

- ・文化情報の集約
- ・文化情報の配信方法の検討
- ・地元マスコミとの連携・調整システムの確立
- ・文化情報網の整備と充実
- ・ミニコミ誌への積極的情報提供
- ・文化団体等の交流を通じた情報交換の促進
- ・国内外への情報伝達拠点整備
- ・自ら学ぶ市民の支援と情報の提供

2 文化交流事業の推進

文化交流は、広い視野を持ち、自らの感性を育てるとともに、自らを取り巻く環境や文化の特徴をあらためて見直し、新たな文化の創出の基礎や考えを生み出す機会にもなります。

そのため、地域固有の文化についての認識を高めることを目指し、本市と全国さらには世界との文化交流事業を支援します。

①全国や世界との文化交流事業の推進

世界との文化交流を通して、「しずおか文化」を再認識する

多様な文化との交流を通じて「しずおか文化」の独自性を認識し、地域への愛着と誇りを醸成するために、全国や世界の文化を受け入れ、また「しずおか文化」を積極的に発信することのできる事業を推進します。

日本全国から、さらには世界各国から多くの人々が本市を訪れ、文化事業を通じて気軽に交流できるよう、全国各地と文化イベントを共催するシステムの創設・推進や全国規模の文化事業の立案・開催の推進・支援を行います。

世界の諸都市との文化交流については、さらなる活性化を図ります。特に、姉妹都市・友好都市との文化交流については、これまで育んできた経緯を踏まえ、市民や地域の文化団体との幅広い交流を目指します。

また、異なる文化に触れることを通じて市民の視野が広がるよう、国内外のアーティストとの交流や、その作品の積極的な招へいを進めるとともに、「しずおか文化」を目的に訪れる国際的な観光客を迎えるための環境整備を推進します。

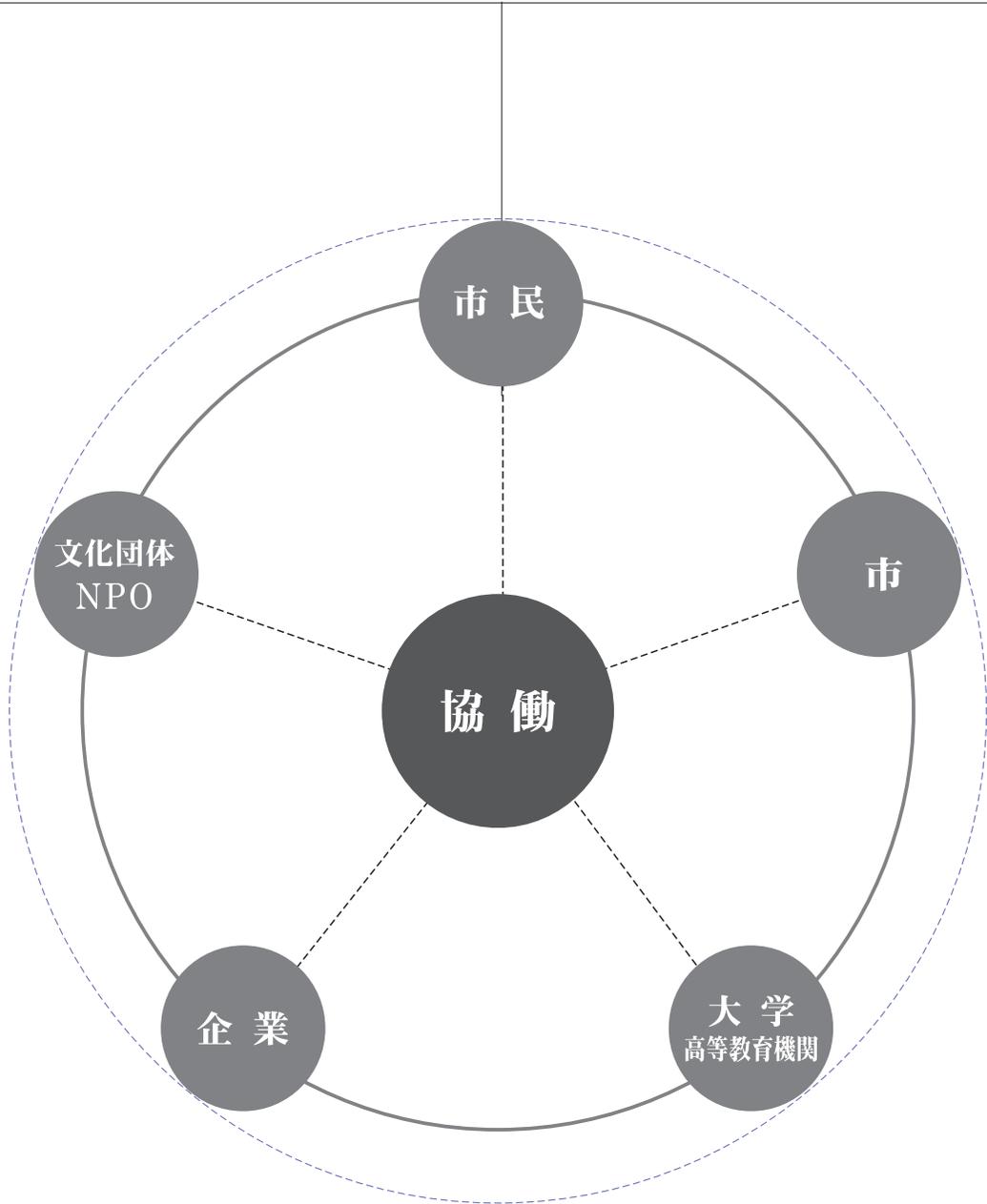
さらには、「しずおか文化」の魅力を海外にアピールしていくための、情報発信の強化を図ります。

施策イメージ例

- ・全国各地と文化イベントを共催するシステムの創設と推進
- ・姉妹都市・友好都市との文化交流の活性化
- ・全国規模の文化催事の立案や開催の推進
- ・海外との文化交流推進強化
- ・外来アーティストの積極的な招へいと交流の場の提供
- ・市所蔵の美術品などの海外への出展

1 主体別の役割と協働

市民・文化団体・大学・企業・市による協働



1 市民に期待される役割

①一人一文化活動への意識の高揚

市民一人ひとりが文化活動に親しみ、自らの感性を豊かにすることが、まち全体にこころ豊かな雰囲気醸し出すことにつながります。個性ある「しずおか文化」を創造する土壌を育てる第一歩として、市民一人ひとりが芸術や歴史といった様々な文化に関心を持ち、活動への意欲を持つことが望まれます。

②文化の担い手としての主体的な文化活動の展開

個人が自ら研鑽したり、団体に参加することを通じて、積極的な文化活動を行い、一人ひとりが「しずおか文化」の担い手となることが望まれます。公演等に関する情報を積極的に収集し、高度な文化に触れることで、豊かなこころを育むことも大切です。

また、自らが住む地域だけでなく、他の地域や世界の文化を積極的に知ること、地域に愛着を持ち、地域の伝統文化を後世へ継承していく役割も求められます。

③文化イベントなどへの積極的な参画

市民が文化イベントの運営へ積極的に参画することで、参加者の立場に立った運営が行われ、それにより文化そのものが活性化していきます。

また、次代への文化の継承と新しい文化の創造のために、文化イベントなどにおいて、市民の感性による創意工夫が活かされることが重要です。

2 文化団体、NPOに期待される役割

①積極的な活動の展開と地域の文化活動の推進

同様の趣味や興味を持つ人々が集まり、相互に協力し、刺激しあうことで、自らの活動の幅が広がり、質が高まります。文化団体は、このような市民が文化活動を行うための基盤となります。

そのため、様々な分野において自主的な活動を行う団体が育ち、個人の活動を支える役割を担うことが期待されます。また、それぞれの団体が、活動内容などの情報を提供し、市民への参加を促すことも大切です。

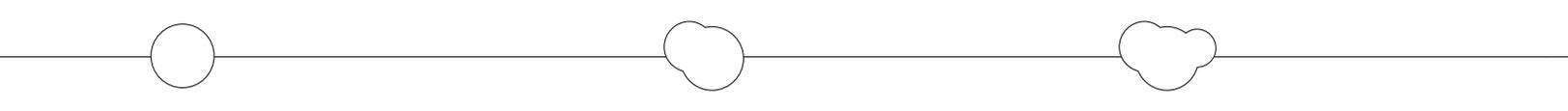
②団体間の連携による質の高い活動の展開

近隣の地域や、美術、音楽などの分野ごとに、複数の団体が情報を共有し、連携した活動を展開することで、各団体の活動の質が向上します。また、複数の団体が連携して大規模な参加型イベントを企画、運営することにより、市民文化を推進する主体となることが期待されます。

さらに、積極的に活動する団体が増えることで、市民全体の文化意識も高まることも期待されます。

③行政との連携、調整による活動しやすい環境づくり

文化活動を行う者の代表として、施設や制度、事業などに関する文化環境の改善を行政や民間企業に提言するほか、運営に関わる役割の一部を担うことを通じて、市民が活動しやすい環境づくりに寄与することが期待されます。



3 企業に期待される役割

①文化事業への協賛・支援の推進

地域の文化振興が地域に活力を与え、地域経済の活性化にもつながることから、積極的に文化事業への協賛・支援を行い、市民や行政と連携して文化活動の担い手となることが期待されます。

②就業者が行う文化活動への支援

就業者が充実した文化活動を行うことができるよう、企業内における文化活動への参加支援や、活動環境の整備を進めることが望まれます。

4 大学や高等教育機関に期待される役割

①公開講座・セミナーの開催

行政や市民団体などと協働して講座やセミナーを開催し、様々な人材や情報を活かし、市民の文化活動に貢献することが望まれます。

②社会人に対する文化関連講座の開放

文化に関連する講座などについて、就業者や今後急速に増加する退職者層など、文化に対する学習意欲を持つ社会人を積極的に受け入れ、市民が高度な文化活動に参加できる環境を提供することが望まれます。

③文化事業への市民との協働による取り組み

地域社会を構成する一員として、市内で行われる様々な文化事業への参加を、学校単位で行うとともに、市民の文化活動に対しては、施設や機能、人材などを提供することが望まれます。

5 市の役割

①市民主体の文化活動に向けた環境整備

市民一人ひとりが文化活動の主役であることを意識し、情報の提供や活動の場の充実などを通じて、市民が文化活動を行いやすい環境を整えていきます。

②文化に関する資料、情報の収集と発信

地域の歴史を伝える資料や、地域に埋もれている文化資源の発掘と収集に努め、市民に提供していくとともに、市内外にも紹介していきます。

③市民の文化活動への意識啓発

文化活動を通じて、豊かなこころと幅広い価値観を持った市民を育てていくため、市民への情報提供、イベント開催などを通じた文化活動への意識啓発を行っていきます。

④市民や企業、大学や高等教育機関との連携の推進

市内の企業、大学や高等教育機関との連携を進め、仕事を持つ人が文化活動に参加する機会を増やしていくとともに、大学等との連携による公開講座やセミナーなどを積極的に開催していきます。

⑤高度で多様な鑑賞機会の充実

世界的なアーティストの招へいや美術展の誘致などを積極的に進め、高度で多様な文化に触れる機会を創出していきます。

⑥「しずおか文化」の対外的アピールの推進

「しずおか文化」を積極的にアピールしていくため、姉妹・友好都市をはじめとした、様々な都市との交流に努めるほか、本市における文化的コンベンションの開催なども通じ、国内外の多くの人々が「しずおか文化」に触れる機会を創出していきます。

2 実施計画と進捗管理について

1 実施計画の策定

本ビジョンの目標を達成していくために、それぞれの施策に位置付けられる具体的な事業について実施計画を策定し、進めていくこととします。

2 実施計画の期間

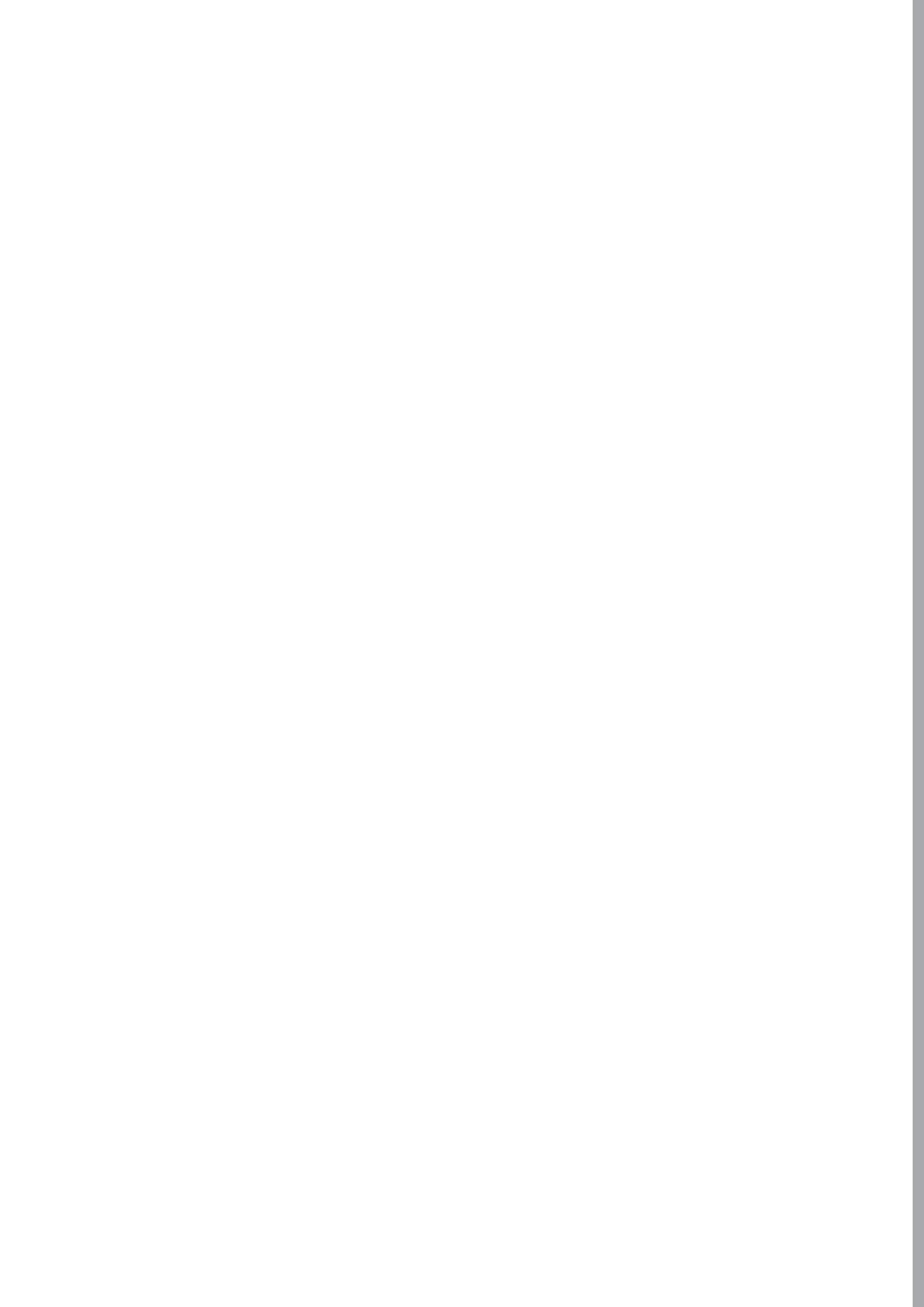
実施計画は、静岡市第1次総合計画の期間に合わせ、平成21年度までに展開される事業を網羅した、第1期実施計画を策定するとともに、本ビジョンの計画期間である平成26年度までの事業を記載した第2期実施計画を策定します。

3 進捗管理とビジョンの見直し

実施計画は、策定後、毎年進捗管理を行います。また、5年が経過した平成22年度に、実施計画の実施状況を踏まえ、本ビジョンの各施策ごとの進捗状況の把握及び市民活動状況等の整理を行い、市民参加による第三者機関を設け、ビジョンの中間評価を行います。

その評価を踏まえ、かつ社会情勢の変化を考慮した上で、必要に応じて本ビジョンの見直しを行うものとします。





1 静岡市文化振興ビジョン策定懇話会委員名簿

	氏名	ふりがな	役職等
1	上利 博規	あがり ひろき	静岡大学人文学部社会学科長(教授)
2	石田 徳行	いしだ よしゆき	(財)静岡市文化振興財団理事長
3	岡嶋 格	おかじま ただし	東海大学海洋文明学科教授
4	川口 宗敏	かわぐち むねとし	静岡文化芸術大学大学院研究科長(教授)
5	甲賀 雅章	こうが まさあき	デザイン・プロデューサー
6	角田 裕勝	すみた ひろかつ	元放送局役員
7	関川 麻紀子	せきかわ まきこ	公募委員
8	高岡 基	たかおか もとい	公募委員
9	林 のぶ	はやし のぶ	静岡市教育委員長
10	前田 香絵	まえだ よしえ	静岡市バレエ連盟会長

2 静岡市文化振興ビジョン策定スケジュール

		市の動き	計画策定の流れ	委員会	懇話会	幹事会	部会
平成16年度	11月		骨子案づくり		第1回		
	12月					第1回	第1回
	1月			第1回	第2回		第2回
	2月					第2回	第3回
	3月				第3回		第4回
平成17年度	4月	政令指定都市へ移行	素案づくり				
	5月						
	6月						
	7月						第5回
	8月			第2回	第4回	第3回	
	9月					第5回	第4回
	10月			第3回		第5回	第7回
	11月	パブリックコメント					第8回
	12月						第9回 第10回
	1月		最終案	第4回	第6回	第6回	第11回
	2月	庁議	計画決定				
3月	広報	公表					
平成18年度	4月	ビジョン施行					
	5月						

3 静岡市文化振興ビジョン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、新しい文化施策の方向性を検討するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、静岡市文化振興ビジョン策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 静岡市の文化振興に係る基本的な事項に関すること。
(2) 静岡市文化振興ビジョン策定に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験がある者
(2) 市民
3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
3 会長は、懇話会の会議の議長となる。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。
2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

4 静岡市文化振興ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、市の新しい文化施策の方向性を総合的に定める計画（以下「静岡市文化振興ビジョン」という。）の策定に当たり、必要な事項を調査し、及び検討するため、静岡市文化振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市の文化振興に係る基本的な事項の検討に関すること。
- (2) 静岡市文化振興ビジョンの策定に関して、必要な事項の調査検討に関すること。
- (3) 文化振興施策に関連する部局との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 第3条委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民局文化スポーツ部長の職にある者を、副委員長は市民局文化スポーツ部文化振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会に提出する資料等の収集及び作成を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、市民局文化スポーツ部文化振興課長及び委員が、所属する課の職員のうちから、当該委員が指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、市民局文化スポーツ部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月10日から施行する。

附 則

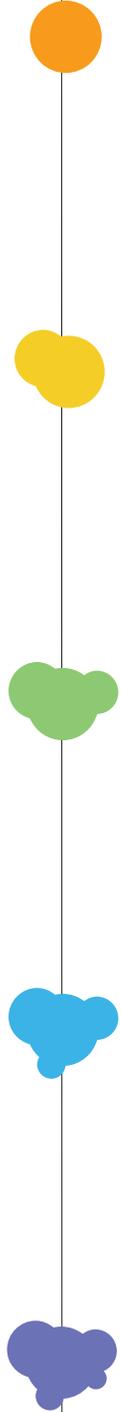
この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

5 静岡市文化振興ビジョン策定委員会委員名簿

市民局文化スポーツ部長	経済局商工部地域産業課長
総務局企画部企画調整課長	経済局商工部観光課長
市民局市民生活部市民生活課長	経済局農林水産部農業振興課長
市民局市民生活部国際課長	教育委員会事務局教育総務課長
市民局市民生活部青少年育成課長	教育委員会事務局学校教育課長
市民局文化スポーツ部文化振興課長	静岡市中央公民館長
市民局文化スポーツ部生涯学習課長	静岡市中央図書館長
市民局文化スポーツ部文化財課長	

※別表(第3条関係)





発行：平成 18 年 3 月
発行者：静岡市
編集：静岡市 市民局文化スポーツ部文化振興課

〒 424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号
TEL : 0543-54-2187 FAX : 0543-54-2226
ホームページ : <http://www.city.shizuoka.jp/>

